

目次

2022年 4月 763号

特集

国の令和3年度補正・令和4年度当初 中小企業・小規模事業者関係予算等のポイント……………	2
大阪府の令和4年度当初予算の概要 （中小企業支援機能の強化）……………	4
令和4年度中小企業組合等課題対応支援事業のご案内……………	6
令和4年度小規模事業者組織化指導事業……………	7
令和3年度 「会員組合サービス向上のためのニーズ調査」結果報告……………	8

組合情報

大阪府中小企業団体中央会 役員組合紹介……………	15
--------------------------	----

調査・研究

府内中小企業の景況（情報連絡員報告令和4年2月分）……………	18
--------------------------------	----

組合等事業向上 支援事業関連情報

中小企業組合等活性化の支援……………	21
--------------------	----

大阪府中央会 お知らせコーナー

令和3年度 中小企業組合検定試験合格者発表……………	22
組合が行う変更登記……………	23
通常総会終了後の諸手続きのポイント……………	24
「大阪・関西万博 大阪パビリオン出展基本計画 紹介（その5）」……………	26
中小企業のための無料法律相談会……………	28

共済制度

大阪府中小企業団体中央会各種共済制度のご案内……………	29
-----------------------------	----

中央会日記

大阪府中央会の行事予定……………	36
------------------	----

特集

組合情報

調査・研究

組合等
事業向上
支援事業
関連情報

大阪府
中央会
お知らせ

各種
共済制度

国の令和3年度補正・令和4年度当初 中小企業・小規模事業者関係予算等のポイント

令和4年3月22日に令和4年度予算等が成立しました。
以下、中小企業・小規模事業者関係予算等のポイントです。

基本的な課題認識と対応の方向性

- コロナ禍の影響により厳しい業況にある中小企業・小規模事業者等に事業復活支援金を給付するとともに、資金繰りなど必要な支援に引き続き万全を期す。
- コロナ禍の影響を乗り越え、中小企業・小規模事業者等の雇用・技術といった経営資源を活かした事業価値の向上を実現するため、事業者に細やかに寄り添いながら、事業再構築、承継・再生、生産性向上を支援する。併せて、取引適正化対策を強化し、前向きな投資や賃上げが可能となる環境を整備する。
- 加えて、「災害からの復旧・復興、事前の備え（強靱化）」にしっかり取り組んでいく。

中小企業対策費	令和3年度当初（令和2年度三次補正）	令和4年度当初（令和3年度補正）
	1,117億円（2兆2,834億円）	1,118億円（3兆9,593億円）

1. 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援

- 来年3月までの見通しを立てられるよう、コロナ禍で大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に、地域、業種を限定しない形で、事業規模に応じて事業復活支援金を支給する。また、長期化するコロナ禍の影響により厳しい業況にある中小企業・小規模事業者等が足下で必要とする資金繰りなど必要な支援に引き続き万全を期す。

補正 事業復活支援金【2兆8,031.7億円】 **補正** 日本政策金融公庫を通じた資金繰り支援【1,403.0億円】

2. 事業再構築・承継・再生を目指す事業者の後押し

- 新分野展開や業態転換等の果敢な取組を支援する事業再構築補助金(令和2年度三次補正1兆1,485億円)を積み増し、新たにグリーン成長枠を設け、売上高減少要件を撤廃するなど、中小事業者等の新たな挑戦を強力に支援するとともに、事業承継・引継ぎ・再生を推し進める。

補正 事業再構築補助金【6,123.0億円】
● コロナの影響を大きく受けながらも新分野展開、業態転換等の「事業再構築」に挑戦する中小企業等を支援。

補正 中小企業向け事業再編・再生支援事業【757.4億円】
● 事業再編・再生支援を促進する官民連携ファンドの拡充等を実施。

当初 ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業【10.2億円（新規）】
● 複数の中小企業等が連携して行う、新たな付加価値創造を図る製品・サービス開発や、「事業再構築」等の取組を支援。

当初 中小企業再生支援・事業承継総合支援事業【157.7億円】
● 中小企業活性化協議会や事業承継・引継ぎ支援センターを通じて、中小企業の円滑な再生・事業承継を総合的に支援。

当初 事業承継・引継ぎ支援事業【16.3億円】
● 事業承継・引継ぎ（M&A）に伴う設備投資等の取組や、引継ぎ（M&A）時の専門家活用費等を支援。

税 土地（商業地等）に係る固定資産税の経済状況に応じた措置
● 課税額が上昇する土地について、税額上昇分を半減する措置を講じ、税負担の増加を緩和。

税 法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限を1年延長

等

3. 生産性向上による成長促進

- コロナの影響の長期化への対応や賃上げ原資の確保等のため、生産性革命補助金を通じ、設備投資・販路開拓・IT導入等を促進する。グリーン・デジタル分野に挑む事業者に対し、新たに「中小企業グリーン・デジタル投資加速化パッケージ」として特別枠を設けて設備投資等を支援する。引き続き、研究開発促進・海外進出支援・DX等も含め、生産性の向上を図っていく。

補正	中小企業生産性革命推進事業【2,000.6億円】 ・設備投資、販路開拓、ITの導入等を補助するなど、中小企業等の生産性向上に資する継続的な支援を実施。
補正	デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業【12.4億円】 ・越境EC市場の獲得促進のため、中小企業が行う海外向けブランディング・プロモーション等を支援。
当初	成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）（旧：サポイン事業）【104.9億円】 ・中小企業が大学等と連携して行う、研究開発やAI/IoT等の先端技術を用いた革新的なサービスモデル開発等の取組を支援。
当初	海外展開のための支援事業者活用促進事業（JAPANブランド育成等支援事業等）【5.5億円】 ・海外市場の獲得に取り組む中小企業に対し、新商品・サービス開発や展示会出展等を支援。
税	企業の賃上げを促進する税制措置の抜本強化（賃上げ促進税制） ・雇用者全体の給与と教育訓練費を増加させた中小企業が雇用者全体の給与の増加額の最大40%税額控除可能。
税	交際費課税及び少額償却資産の特例措置の延長 ・販路開拓等の支援のため交際費課税の特例を延長。事務負担軽減等のため少額償却資産特例を延長。

等

4. 取引環境の改善を始めとする事業環境整備等

- 賃上げが可能な環境の整備にも寄与する「生み出した価値を中小企業・小規模事業者に着実に残す」ため、下請Gメン倍増などの体制強化を実施し、取引環境の改善を図る。加えて、よろず支援拠点・中小企業支援機関による経営相談体制の強化や伴走支援の実施等、中小企業・小規模事業者を取り巻く事業環境の整備を図っていく。

補正	事業環境変化対応型支援事業【130.4億円】 ・課題設定型の伴走支援を全国展開するほか、最低賃金引き上げやインボイス制度導入への対応が求められる中小企業に対し、制度の周知やデジタル化支援・相談等を実施。
補正	取引適正化等推進事業【8.0億円】 ・中小企業向けに、取引価格交渉ノウハウに関するセミナー等を開催し、価格交渉力の強化を支援。
当初	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【40.0億円】 ・各都道府県によらず支援拠点を整備し、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備。
当初	小規模事業者対策推進等事業【53.3億円】 ・中小企業支援機関等を通じて行われる小規模事業者への巡回指導・窓口相談などを支援。
当初	中小企業取引対策事業【8.5億円】 ・下請Gメン倍増などの体制強化等を通じた下請法の厳正な執行、下請かけこみ寺による相談対応等を実施。
当初	地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業【4.6億円】 ・地方公共団体と連携し、中小事業者等が新たな需要を創出するために行う調査分析・施設整備等を支援。
当初	中小企業・小規模事業者人材対策事業【8.4億円】 ・中小企業の経営課題に即した人材確保を支援するとともに、海外展開を担う人材等の育成を支援。
当初	地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【10.9億円】 ・地方公共団体と連携し、地域の実情に応じた小規模事業者の経営改善のための支援を実施。

等

5. 安全・安心を確保した社会経済活動の再開

- 〈既存予算で対応〉がんばろう！商店街事業【令和2年度第3次補正：30.0億円】
・商店街等が行う需要喚起を目的としたイベント等を支援。

等

6. 災害からの復旧・復興

- 補正** 地方公共団体による地域企業再建支援事業等【合計：130.4億円】

予算等の詳細は、中小企業庁ホームページでご確認ください。
<https://www.chusho.meti.go.jp/>



大阪府の令和4年度当初予算の概要 (中小企業支援機能の強化)

事業名	事業費	事業内容の説明
中小企業支援事業費 ＜一部新規＞	2億2,783万3千円	大阪産業局の保有する専門性、機動性、ノウハウやネットワーク等の様々な資源を活かし、効果的かつ効率的に中小企業支援を実施するため、必要な事業費を一本化し「大阪府中小企業支援交付金」として交付 令和4年度より、DX推進支援を交付金事業に組み入れて実施 ○国際ビジネス支援 ○スタートアップ支援 ○ものづくり支援 ○DX推進支援
外国人材マッチングプラットフォーム事業費＜新規＞	3,000万円	中小企業の人材確保を支援するため、大阪産業局において外国人材のマッチングに関するプラットフォームを構築し、企業からの相談に応じるとともに、受入れに関する理解促進に向けたセミナー等を実施
小規模事業対策費	19億2,662万2千円	商工会・商工会議所と連携し、小規模事業者等が経営の安定・改善・革新に向けた取組みができるよう支援するとともに、まとまりとしての地域産業の活性化を支援
運輸事業振興助成補助金	6億3,504万5千円	運輸事業振興助成法の趣旨を踏まえつつ、府民及び事業者にとって意義のある交通安全対策や環境対策等を促進するため、運輸団体に対し補助金を交付
中小企業組織化対策費	8,735万2千円	中小企業組合において事業活性化に向けた取組みができるよう、専門家を派遣するなど、組合事業を通じた中小企業等への経営支援を実施するとともに、中小企業組合の運営に対する指導・啓発等を実施
経営資源移転円滑化支援事業費＜新規＞	1,000万円	小規模事業者を中心に第三者承継（M&A）による経営資源の円滑な移転を支援するため、民間プラットフォームと連携し、譲渡を希望する事業者へのハンズオン支援 士業等に対して事業者をサポートするために必要なスキルを習得する研修を実施し支援人材として育成
新事業展開チャレンジ支援事業費＜新規＞	4,400万円	中小・小規模事業者が実施する新事業展開について、計画策定から実行段階に生じる課題の解決に向けた専門家による伴走支援を実施
新事業展開モデル創出支援事業費＜新規＞	1,000万円	企業版ふるさと納税を活用し、府内中小企業に対し、脱炭素対応（SDGs）に沿った企業ブランディングを行い、金融機関伴走のもと専門家を派遣し新事業展開や事業再構築を支援
商店街等活性化モデル創出等事業費	2,880万5千円	商店街において、ニューノーマルに沿ったモデル創出の支援に取り組み、その成果の普及等を通じて市町村・商店街を後押しすることで、商店街の活性化と持続的な発展を促進
商店街等需要喚起緊急支援事業費＜新規＞	1億4,118万2千円	国の「がんばろう！商店街事業」に連動した商店街の取組みについて、府域全体を対象とした情報発信するとともに、昨年度の国事業に採択されたものの、感染症の再拡大等により影響を被った商店街の需要喚起の取組みを支援
商店街店舗魅力向上支援事業費＜新規＞	2億4,223万1千円	コロナによる慢性的な人流の低下により商店街が大打撃を受けている中、万博開催も見据え、府内商店街・店舗の魅力向上や来街者数等を増やすための支援を重点的にを行い、商店街の回復の後押しを通じて大阪経済の再活性化を促進
大阪起業家グローイングアップ事業費	542万1千円	府内創業支援機関から推薦を受けたビジネスプランのコンテストにおける受賞者に対し、補助金を交付

事業名	事業費	事業内容の説明
スタートアップ資金調達 促進事業費<新規>	2,997万5千円	革新的技術を持つ研究開発型スタートアップ「ディープテック」の成長を支援するため、民間ファンドの組成促進に向けた取組みを推進し、資金調達面での課題解決をめざす
大阪産業技術研究所運営費 交付金	21億5,886万6千円	産業技術に関する試験、研究、相談その他の支援を行う地方独立行政法人大阪産業技術研究所に対し、必要な経費を交付
大阪府ものづくり支援拠点 (MOBIO)推進事業費	176万4千円	ものづくり総合支援拠点であるものづくりビジネスセンター大阪(MOBIO)のものづくり支援課の施設利用負担金
中小企業取引振興事業費	8,638万2千円	下請中小企業のセーフティネットである下請取引適正化や取引あっせん事業等の「下請取引振興事業」及び、ビジネスマッチング支援事業を実施する公益財団法人大阪産業局へ補助金を交付
ものづくりイノベーション等 推進事業費	1,809万1千円	D X (デジタルトランスフォーメーション)への対応をはじめとする技術革新を促進し、府内ものづくり中小企業の競争力を強化
ものづくり企業販路開拓支援 事業費	2,512万5千円	大阪の強みであるものづくり企業の厚い集積や高い技術、優秀な製品を内外に広く情報発信するとともに、広域自治体が有する信用力やコーディネート機能を発揮してものづくり企業の販路開拓活動をサポートし、メインプレーヤーである事業者が自律的に成長できる環境を整備 ○ものづくり中小企業顕彰事業 ○ものづくりプロモーションツール制作事業 ○大規模展示商談会等活用事業 ○ものづくりB2Bネットワーク整備事業
中小企業向け制度融資 <一部新規>	7,784億2,110万1千円	様々に頑張る府内中小企業者に対して、事業に必要な資金を融資(融資枠5,037億円、災害等対策資金500億円を含む) ○中小企業の元気アップを後押しするための成長支援型融資 ※D X 推進やカーボンニュートラルの実現に向けた取組みを後押しするため、「設備投資応援融資」内にD X ・カーボンニュートラル関連設備導入に係る保証料の優遇措置を行う特別枠を創設(融資枠2,287億円) ○経営安定を図るためのセーフティネット融資(融資枠2,250億円) ※新型コロナウイルス感染症関連融資制度(「対応緊急資金」「伴走支援型資金」)を継続するとともに、新たに、事業再生に向けた取組みを支援する「新型コロナウイルス感染症経営改善サポート資金(1.2%固定金利)」を創設
海外事務所等運営費	2,781万3千円	上海事務所の運営、在外公館や経済団体等とのネットワーク構築などを通じて、国際ビジネス交流及び府内企業の海外ビジネス展開を支援
海外トッププロモーション 事業費	780万4千円	知事等のトップセールスにより、現地政府機関との協力関係を構築し、現地企業とのビジネス交流を促進 同時に、府内中小企業による企業ミッション団を派遣し、現地企業との商談機会を提供
先端産業国際交流促進事業費	1,097万3千円	A I ・ I o T等の技術を活用する産業分野における、大阪企業の海外での商談や、ビジネス展開を支援 大阪企業の技術力等のPRを通じて大阪への投資を促進

大阪府商工労働部令和4年度当初予算等についての詳細URL
<https://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&pageId=43797>



令和4年度中小企業組合等課題対応支援事業のご案内

1. 中小企業組合等活路開拓事業（新しい取り組みを包括的に支援！）

(1) 活路開拓事業：専門家を招聘した委員会で検討を行い、市場調査、試作品の開発、ビジョンの策定、成果を発表するなどして、課題を解決、成果を共有する取り組みを補助します。

補助額 ▶ 大規模・高度型 ※

上限 2,000万円 下限 100万円 補助率 上限 6/10

通常型

上限 1,200万円 下限 100万円 補助率 上限 6/10

※大規模・高度型は補助金申請予定額が1,200万円を超え事業終了後3年以内に売上高が10%以上増加することが見込まれるもの、または、コストが10%以上削減されることが見込まれるものに限りです。

(2) 展示会等出展・開催：国内外の展示会への出展や展示会の自主開催を補助します。（商品等の販売を伴う出展・開催は不可）

補助額 ▶

上限 1,200万円 下限 なし 補助率 上限 6/10

2. 組合等情報ネットワークシステム等開発事業（IT活用による経営革新などを支援！）

- (1) 基本計画策定事業：組合等が情報ネットワークシステム等の構築を目指し、組合等の事業の業務分析、計画立案、RFP（提案依頼書）を策定する取り組みを補助します。
- (2) 情報システム構築事業：組合等を基盤とした情報ネットワークシステムの構築や、組合員等の業務効率化に向けたアプリケーションシステムの開発におけるシステムの設計、開発、稼働・運用テストや組合員等に対するシステム普及のための講習会開催等の取り組みを補助します。

補助額 ▶

基本計画策定事業／情報システム構築事業 共通

大規模・高度型 ※

上限 2,000万円 下限 100万円 補助率 上限 6/10

通常型

上限 1,200万円 下限 100万円 補助率 上限 6/10

※大規模・高度型は補助金申請予定額が1,200万円を超え事業終了後3年以内に売上高が10%以上増加することが見込まれるもの、または、コストが10%以上削減されることが見込まれるものに限りです。

3. 連合会（全国組合）等研修事業（課題解決につながる研修実施を支援！）

所属員が15都道府県以上の連合会等が行う会員（組合員）や専従役職員を対象とした研修の開催を支援します。

補助額 ▶

上限 300万円 下限 なし 補助率 上限 6/10

日程（令和4年度予定）

公募期間	第1次募集	第2次募集	第3次募集
	3/1～3/31	4/1～5/27	7/15～8/12
応募内容にかかる質問期間（書面）	4月下旬頃	6月中旬頃	8月下旬頃
審査結果公表	5月下旬頃	7月中旬頃	9月下旬頃
交付申請説明等	5月下旬～	7月下旬～	10月上旬～
事業開始（終了は翌年2月15日）	6月～	7月下旬～	10月上旬～

本日程は目安です。審査の進捗状況等により、日程が変更となる場合があります。秋以降の事業開始を予定している場合でも、第1次、第2次募集に応募できます。なお、第2次募集において予算枠に到達した場合、第3次募集は実施しません。（7月中旬頃発表）

本事業のお問い合わせ・支援要請は……全国中小企業団体中央会 振興部

〒104-0033 東京都中央区新川1-26-19 全中・全味ビル 電話 03-3523-4905（振興部直通）

令和4年度小規模事業者組織化指導事業

実施組合の募集について

募集する補助事業

(1) 小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業

事業内容

- 1) 小企業者組合が、組合員及び組合の活性化のために実施するフィージビリティ・スタディ（同一年度に行う、当該フィージビリティ・スタディの前提となる基礎的な調査を含む。）
- 2) 上記のフィージビリティ・スタディの結果を活用した、以下の具体化のための事業
 - ITを活用した市場開拓
 - 近畿圏や海外等の新たな需要先の開拓
 - 今後の原材料の安定的確保
 - 消費者ニーズに対応する新たな意匠開発
 - 他分野等との連携による技術開発
 - 物流システムの効率化
 - 伝統・技能の継承

補助対象者

事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の4分の3以上が小企業者〔常時使用する従業員の数が5人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、2人（以下同じ））以下の会社及び個人〕であるもの。

※令和4年4月1日現在、設立後、原則、1年以上経過していること。

補助金額：上限60万円（補助対象経費総額の10分の6以内）

(2) 取引力強化推進事業

事業内容

中小企業・小規模事業者が連携して、共同事業の活性化や受注拡大等、取引力の強化促進を図るために行う特徴的又は先進的な事業。

- A. 共同事業活性化 B. 受注促進 C. ブランド構築 D. 取引条件改善 E. その他

補助対象者

事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの。

※令和4年4月1日現在、設立後、原則、1年以上経過していること。

補助金額：上限50万円（補助対象経費総額の3分の2以内）

募集期間 令和4年6月20日（月）～7月15日（金）

なお、応募希望組合は、事業内容、応募書類の作成について、担当部署にご相談ください。
また、各補助事業の公募要領、応募様式等は、当会ホームページに掲載させていただきます。

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部
TEL (06) 6947-4371

令和3年度「会員組合サービス向上のためのニーズ調査」結果報告

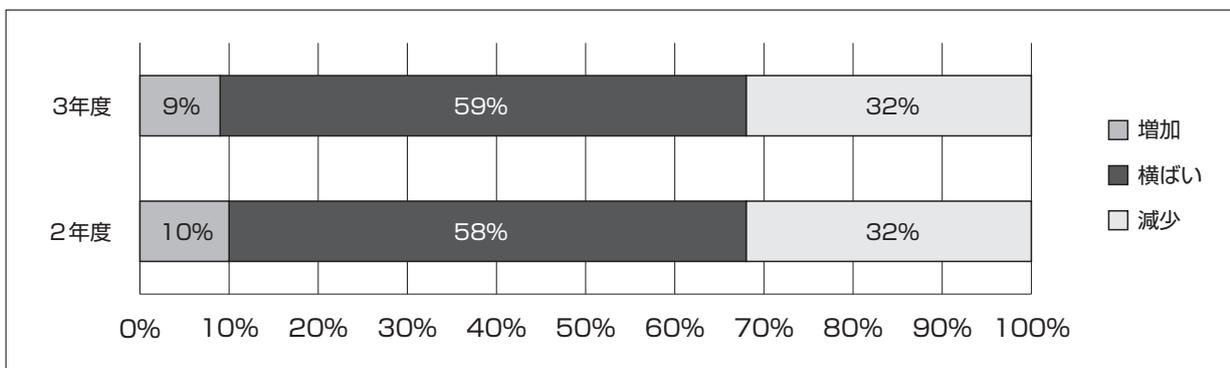
会員組合の皆様には、本調査にご協力をいただきありがとうございました。本調査は、今般のコロナ禍により激変する経済情勢の中で会員組合の皆様がどのような課題に直面し、活動されているかについて把握するため実施させていただいたものです。当会では、今回の調査結果を踏まえ、実施事業が会員組合の皆様にとって実効あるものとなるよう、可能な取り組みを積極的に推進してまいりますので、今後ともご支援ご協力くださいますようお願いいたします。

（ ・調査期間：令和3年12月8日～令和4年2月4日 ・回答組合数：328組合 ）
 （ ・調査対象：大阪府中小企業団体中央会会員 721組合 ・回収率：45.5% ）

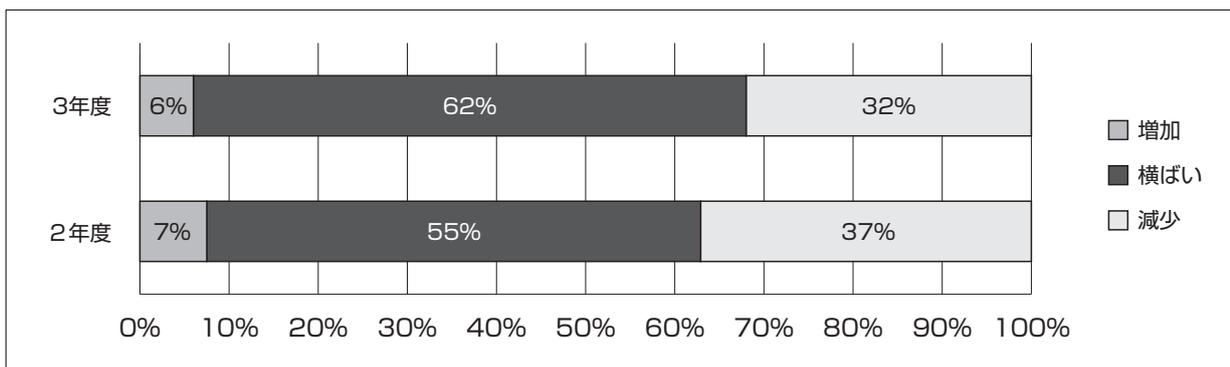
〈組合及び組合員の状況について〉

設問1. 貴組合は、1年前と比較してどのような状況ですか。

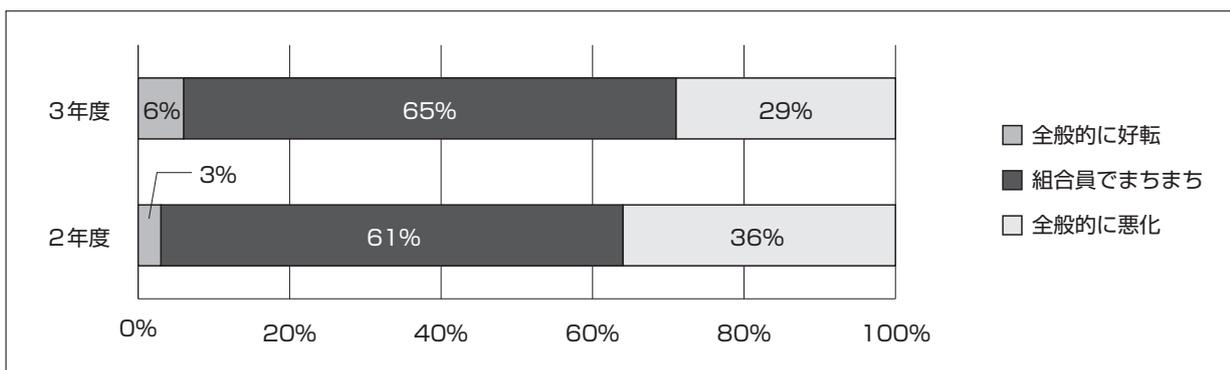
1. 組合員数について



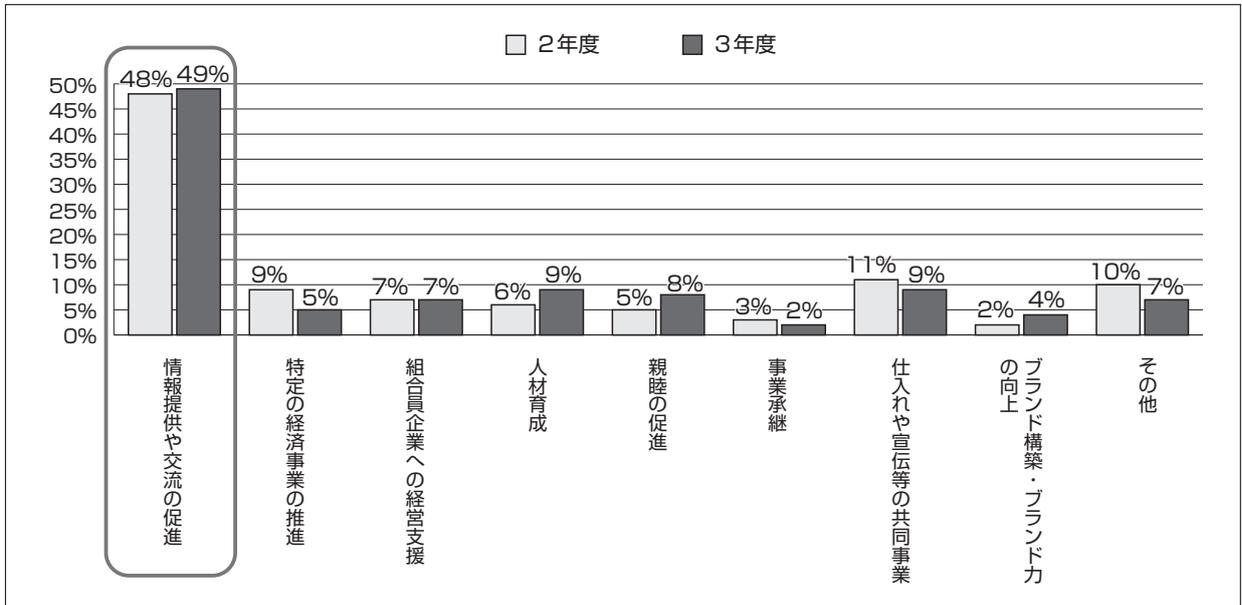
2. 組合事業の利用・参加状況について



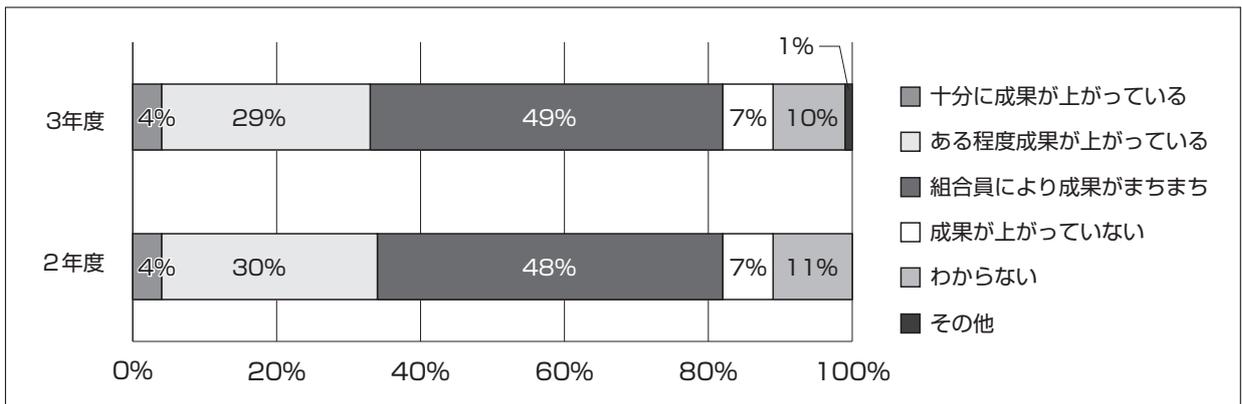
3. 組合員の経営状況について



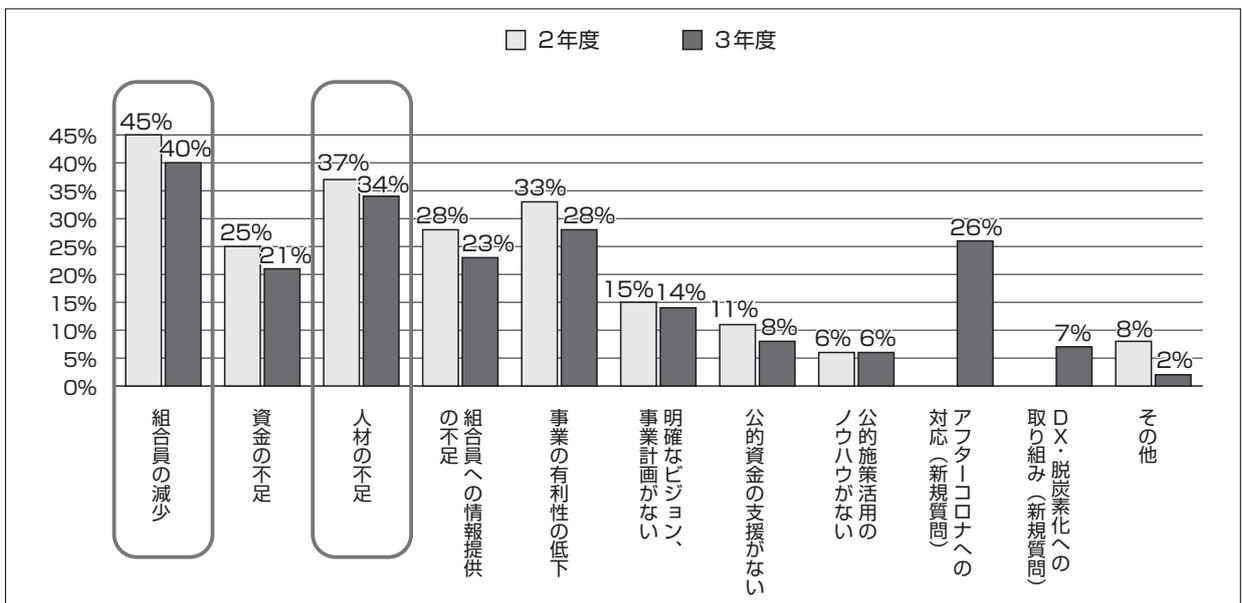
設問2. 貴組合では、現在どのような役割を果たすことを主眼に置き、取り組みを進めておられますか。



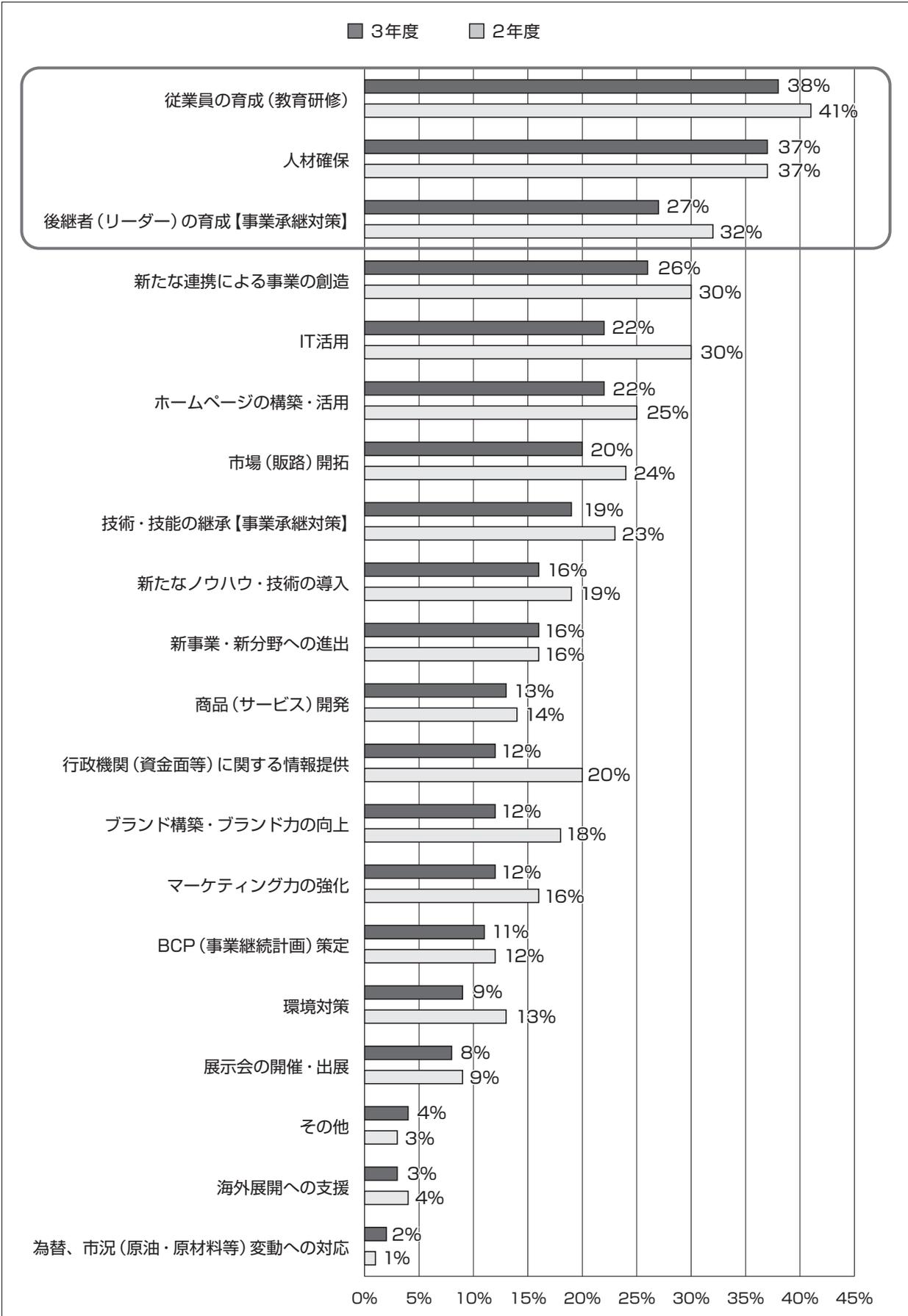
設問3. 貴組合では、設問2の取り組みにより組合員企業の成長、発展に成果を上げていますか。



設問4. 現在、貴組合が実施されている事業を充実・強化していく上でどのような課題がありますか。(複数回答)



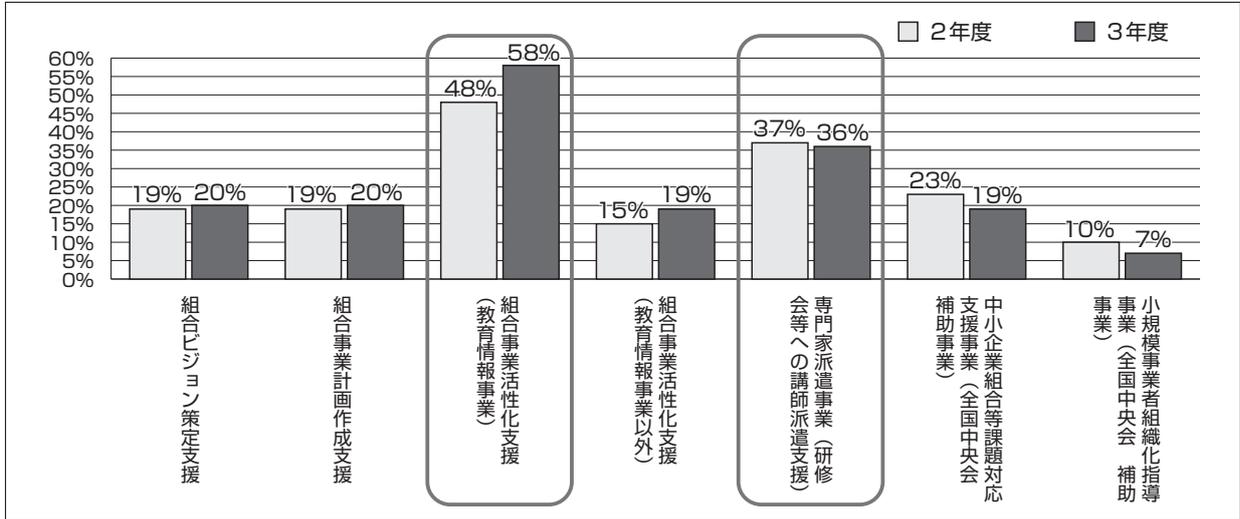
設問5. 貴組合では、組合員企業の成長・発展のため、今後、どのような事業に取り組んでいきたいですか。(複数回答)



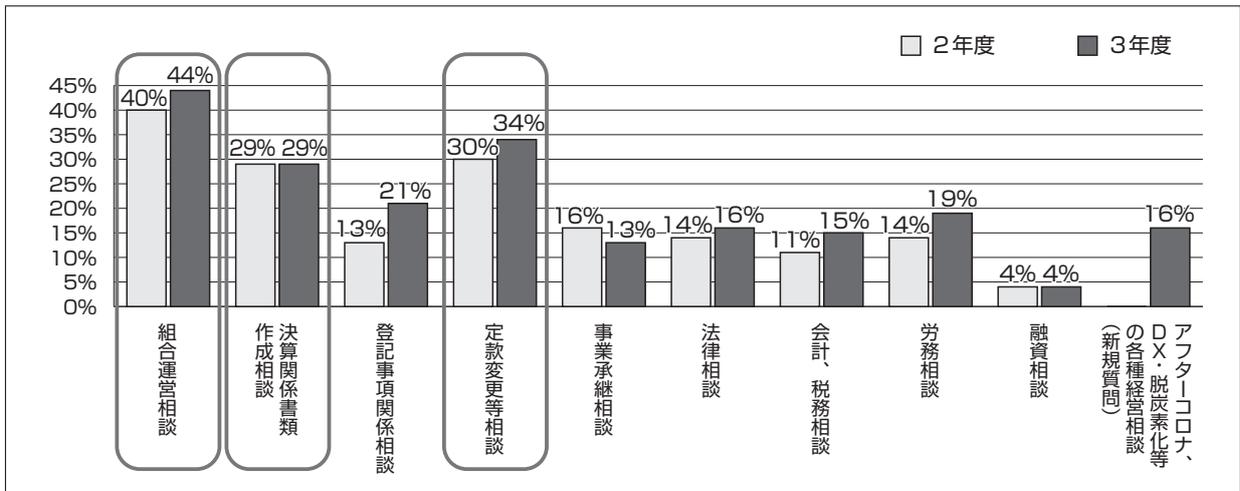
〈中央会事業への関心、要望等について〉

設問6. 本会では、貴組合が抱える課題を踏まえ、組合事業の活性化に向けて必要と思われる取り組みについて、各種支援事業を実施（予定を含む）しておりますが、下記に掲げる事業についてお尋ねします。

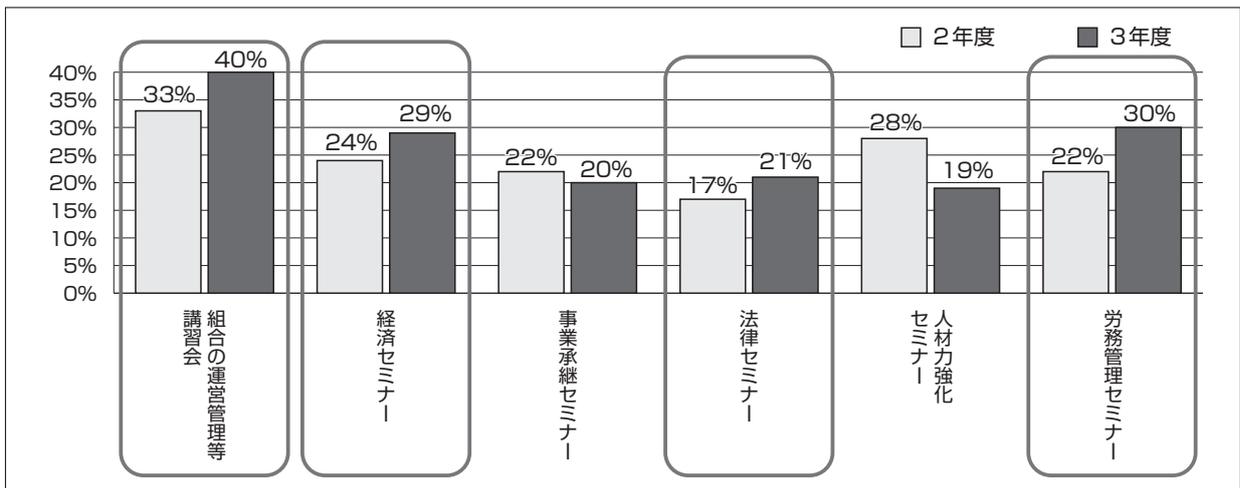
(1) 「組合活性化事業」として関心があるもの、支援を希望するもの（複数回答）



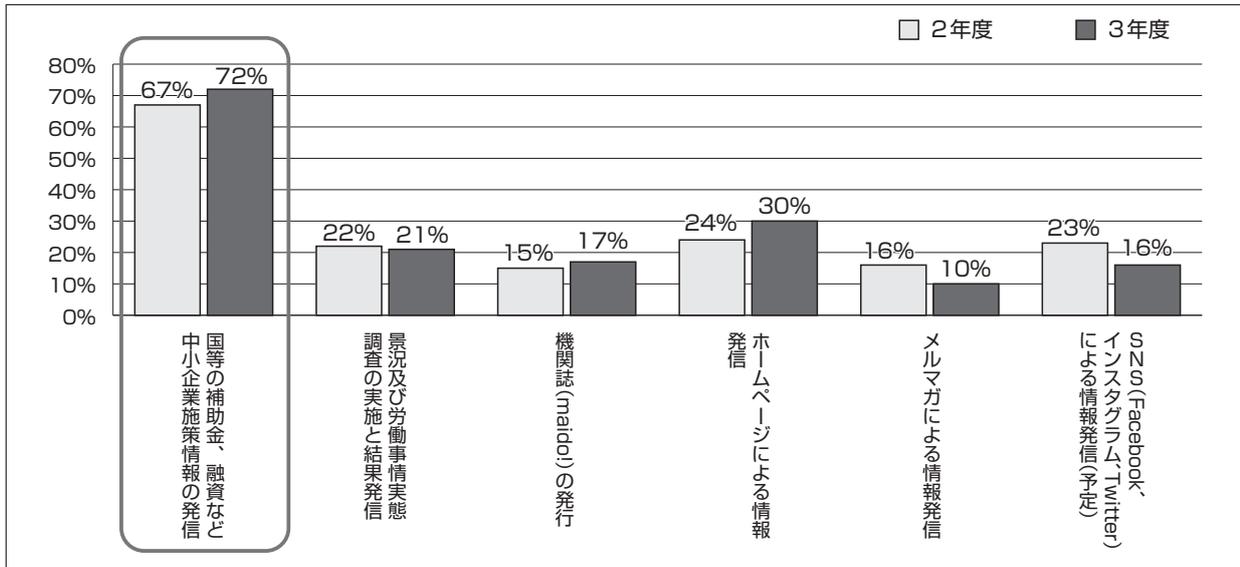
(2) 「相談事業」として関心があるもの（複数回答）



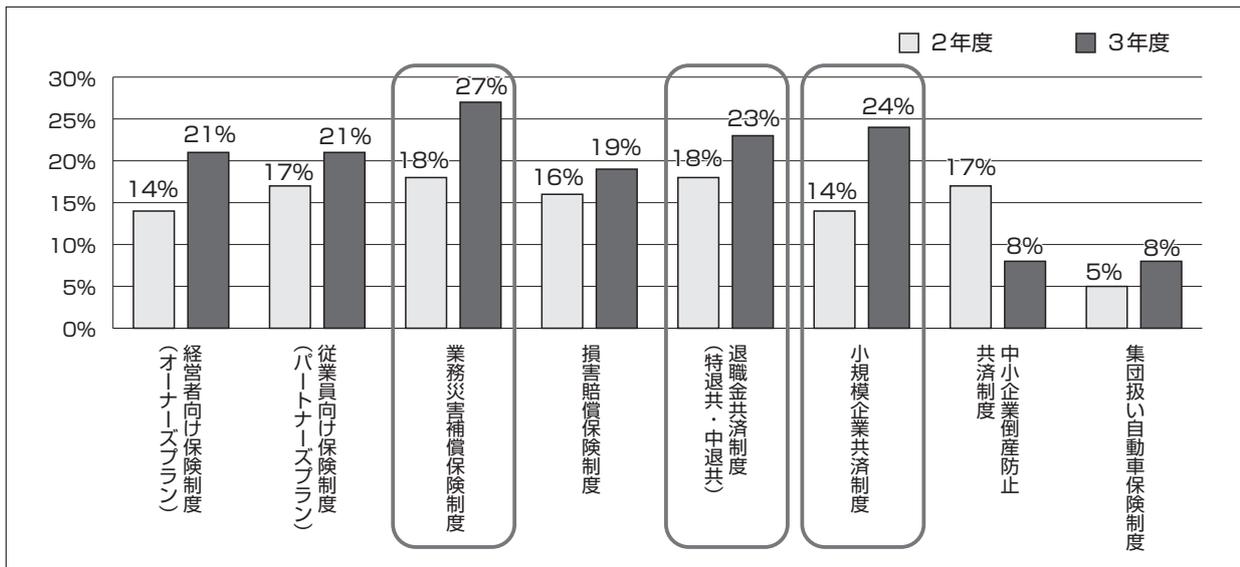
(3) 「セミナー事業」として関心があるもの（複数回答）



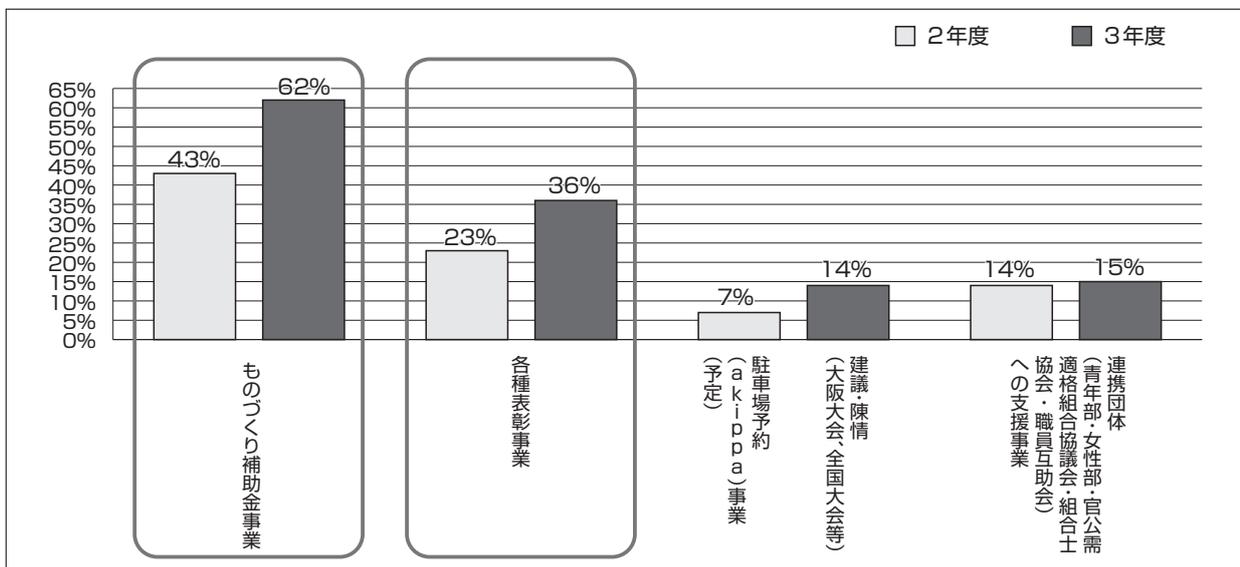
(4) 「調査、情報発信事業」として関心があるもの（複数回答）



(5) 「中央会共済事業」の中で関心があるもの（複数回答）



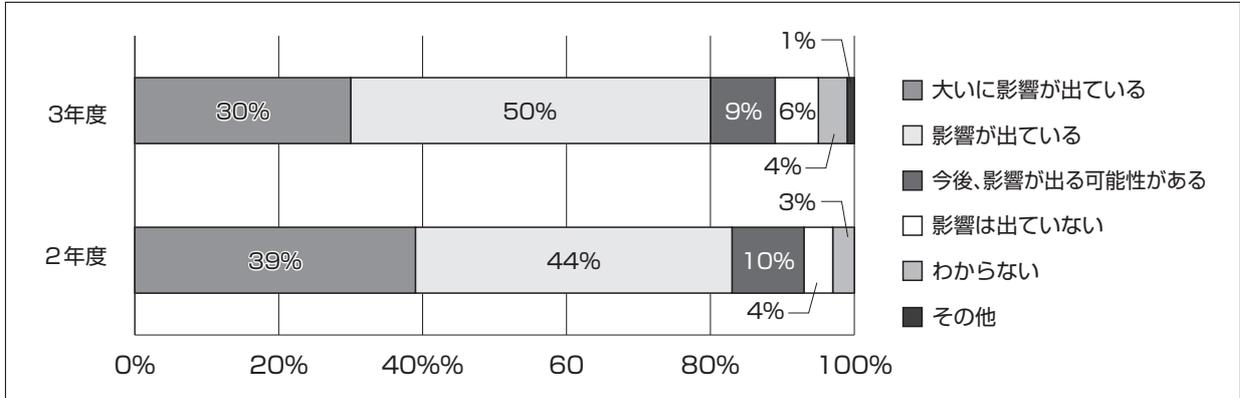
(6) その他、本会で実施する事業のうち関心があるもの（複数回答）



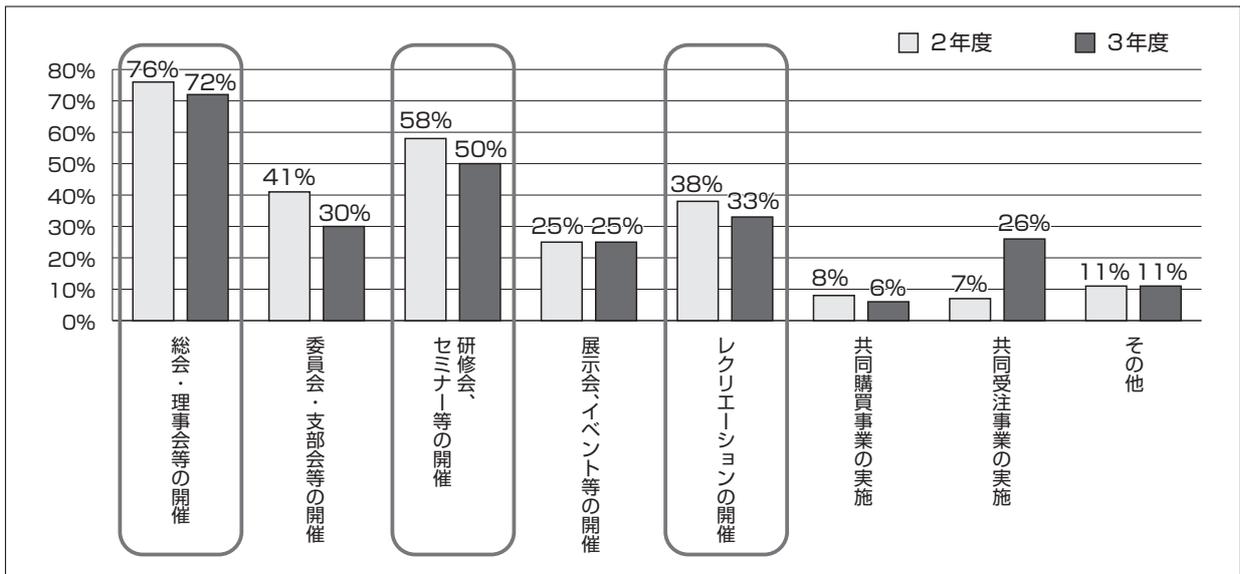
〈新型コロナウイルスについて〉

設問8. 今般のコロナ禍による貴組合への影響を把握し、今後の支援活動の参考とさせていただくため、お尋ねします。

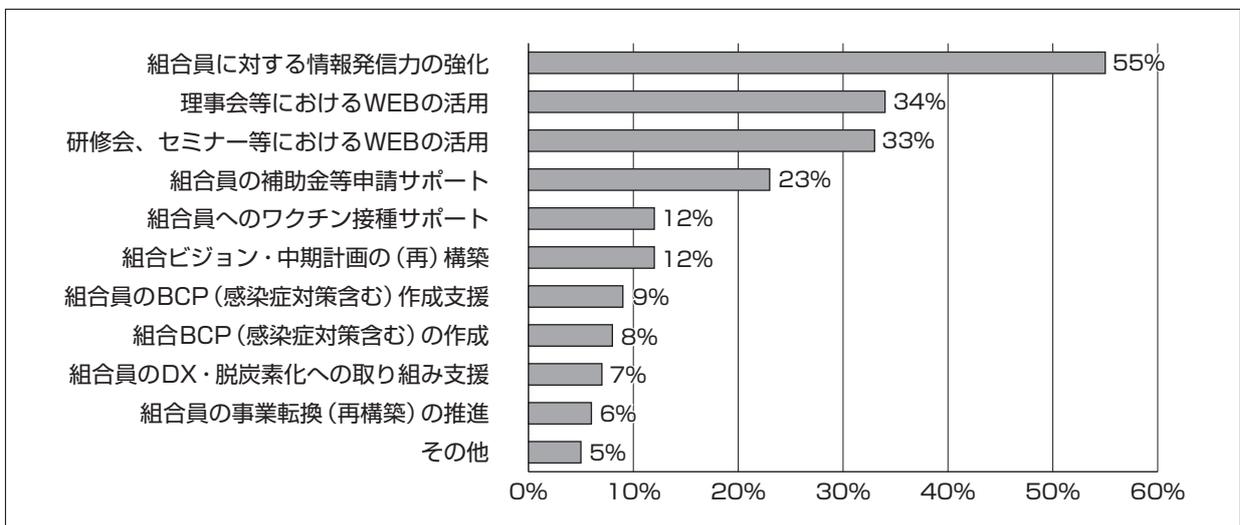
(1) 新型コロナウイルス感染拡大による貴組合事業活動への最近3ヶ月の影響について (単一回答)



(2) 新型コロナウイルス感染拡大により最も影響を受けた貴組合の事業活動について (複数回答可)



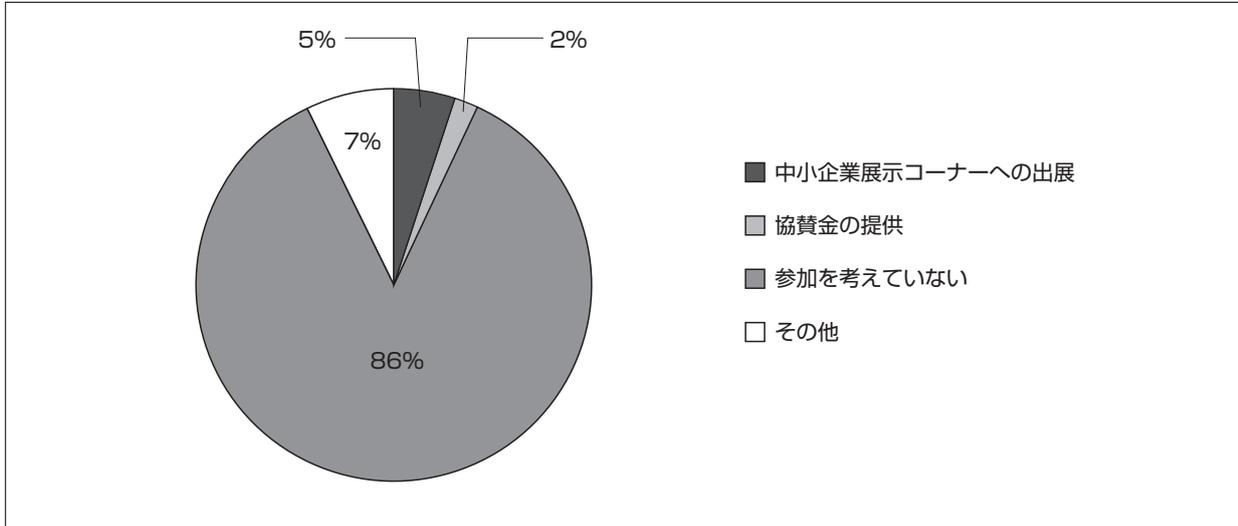
(3) アフターコロナに向けて、今後、貴組合で取り組みたいことについて (複数回答可)



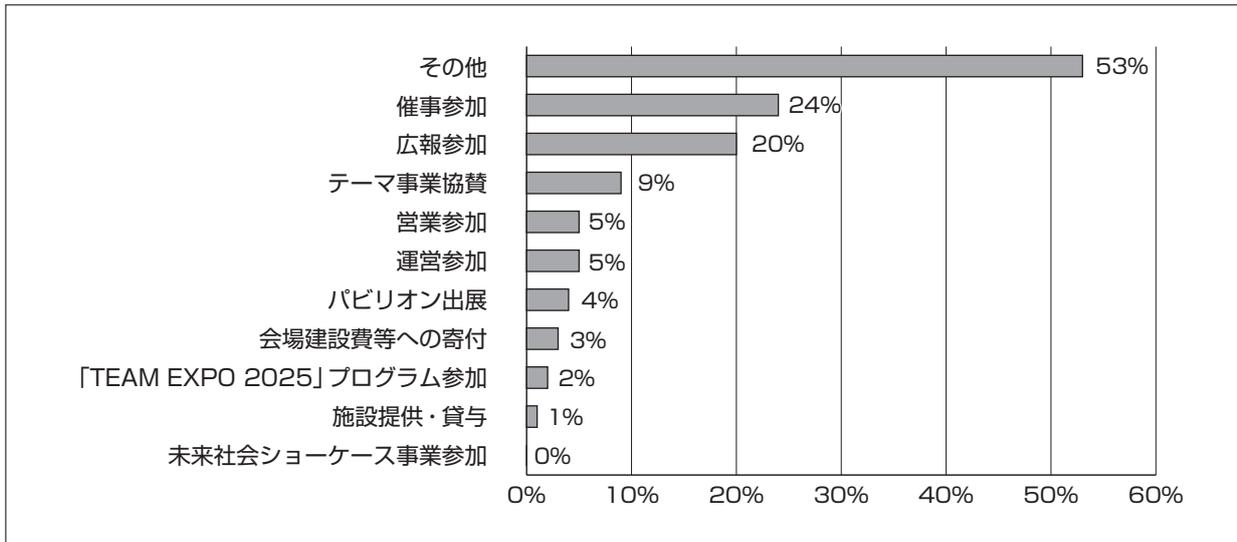
〈2025年大阪・関西万博について〉

設問9. 貴組合における2025年大阪・関西万博への具体的な取り組みについて把握し、今後の支援活動の参考とさせていただくため、お尋ねします。

(1) 大阪パビリオンへの参加方法について（単一回答）



(2) 2025年大阪・関西万博全体への参加形態について（複数回答可）



お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 総務部

TEL (06) 6947-4370

大阪府中小企業団体中央会 役員組合紹介

大阪府土木建築 協同組合



〔組合について〕

当組合は、昭和18年の戦時下に、大阪府下の中小建設業者をもって土木工事統制組合を結成し、戦後の昭和22年、商工組合法により4月23日協同組合組織に変更、さらに昭和24年施行された中小企業等協同組合法により、名称を大阪府土木建築協同組合に改め、今日に至っているところです。

中小建設業界を取り巻く環境は、なお厳しい状況にありますが、これからの組合経営につきましては、組合員各社の経営基盤の安定化を目指すため、社会資本整備並びに地域の防災活動等を通じて、地域社会に貢献する団体を目指して活動を続けてまいります。

〔組合概要〕

組合住所 大阪市中央区谷町1-3-27 大手前建設会館
 組合電話 06-6941-2145
 理事長 三原 金一(大阪府中小企業団体中央会 理事/
 株式会社三原組 取締役会長)
 副理事長 中谷 利昭 岩本 光正

〔組合について〕

当組合は、昭和32年に大阪建設機械商組合として14社で発足。

昭和43年には大阪通商産業局(当時)の認可を受け大阪建設機械リース協同組合と改組し、組織を近畿2府4県に拡大し、その後には大阪府知事認可の事業協同組合となり現在に至ります。

この間組合員相互扶助の精神で組合員の事業上の諸問題の解決、経営の近代化、安定合理化、経済的地位の改善向上を目標に、年間を通しレンタルに関するセミナーや研修、組合員同士の繋がりを大切にした懇親会も行い、また、海外のレンタル業界との交流、さらには社会的貢献も視野に入れた事業活動を行っています。

建設機械レンタルの発祥の地大阪において、関西の建機レンタル会社の多くが加盟する協同組合です。

〔組合概要〕

組合住所 大阪市浪速区幸町2-3-14 ダイトービル505
 組合電話 06-6561-7405
 理事長 服部 良好
 (大阪府中小企業団体中央会 監事/
 豊栄産業株式会社 代表取締役)
 副理事長 ブンスー・アモーンパン 廣津 治秀
 黒田 貴司

大阪建設機械リース 協同組合



近畿ダクト工事業 協同組合

〔組合について〕

昭和50年8月に関西ダクト工業協同組合として建設大臣及大阪通産局長より認可設立。関西空調工事業協同組合、近畿空調工事業協同組合、そして平成26年6月現名に改組。空調ダクトを製造及び取付する専門工事業団体で令和4年3月現在53社が加入。令和3年度には共同購買事業、福利厚生事業に検討を加え、委員会組織の見直しも行き、グループを使ったDX推進委員会、市場に見合うダクト研究をする技術技能委員会、原価管理委員会、特定技能外国人に対する補助活動をする特定技能委員会、HP、WEBを駆使用する総務委員会としました。複数所属も可能として全員参加型で活性化を図っています。

〔組合概要〕

組合住所 大阪市北区中津1-12-11
メロディハイム中津2番館204
組合電話 06-4802-8606
理事長 森 靖洋(大阪府中小企業団体中央会 理事/
株式会社ヤブサダイナミックス
代表取締役社長)
副理事長 有元 義浩
専務理事 船田 浩史



大阪府電設資材卸業 協同組合

〔組合について〕

大阪府電設資材卸業協同組合は、戦後間なしの昭和27年に同業有志の人達が、「商業道德の真理の追求」と業者相互の親睦を図ることを基本理念として「大阪電業会」を結成し、3年後の昭和30年に同様の主旨のもと大阪東部の電材業者の人達が結集して「大阪電業会」が誕生しました。その後昭和43年に両会を合併し「大阪電設資材卸商組合」が誕生しました。そして10年後の昭和53年に法人化し「大阪府電設資材卸業協同組合」と称し、今に至っております。

当組合の特徴は、「明るく楽しい元気な組合」をモットーに事業活動を展開しております。今の組合員数は36社、賛助会員については88社を数えております。その会員間の親睦を図ることが重要と考え、様々な福利厚生事業、教育事業等を積極的に展開しております。

〔組合概要〕

組合住所 大阪市西区阿波座1-11-6
組合電話 06-6541-8244
理事長 守谷 承弘
(大阪府中小企業団体中央会 理事/
因幡電機産業株式会社 代表取締役会長)
副理事長 寺脇 康祐 小川 淳三
専務理事 松西 利勝



大阪玩具事業 協同組合

〔組合について〕

当組合は大阪府下の玩具製造業者8社にて、1953年（昭和28年）11月6日に結成され、玩具の輸出発展と維持向上を目的としておりました。その後社会構造の転換により輸出から輸入産業への転進、同業他組合、卸売業組合との合併等を繰り返し、現在組合員67社、賛助会員19社で活動しています。

主な事業としまして、一般社団法人日本玩具協会が運用する玩具安全マーク（STマーク）の業務受託及び訴求、共同宣伝事業の実施、教育及び情報提供事業としての研修会・見学会の開催を行っています。2017年に青年部を設立し、若返りを図り新たに積極的な活動を行っています。

〔組合概要〕

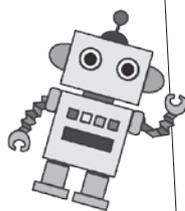
組合住所 大阪市東成区大今里南1-2-11 O.Tビル8階

組合電話 06-4307-5931

理事長 山野 公作（大阪府中小企業団体中央会 理事／株式会社山野製作所 専務取締役）

副理事長 徳永 隆司 西川 貴士

専務理事 安田 富松



〔組合について〕

私共大阪家電販売協同組合は、中小企業団体にに基づき昭和44年5月に設立し、大阪府（知事認可）公認の団体です。皆様の街で家庭電化製品の小売業を営んでいます地域電機店で、合わせて約900店の集まりです。一般消費者の方々が電化生活によってより豊かな充実した生活が営まれますように、常々技術の研磨を積み、安全で事故のないよう安心して使っていただけるように努めております。またより良い情報の収集に努めてそれぞれの店への周知を図り、欺瞞商法の横行を防止する為の活動を通じ、消費者の味方になれますよう、力を合わせて頑張っております。

家電・住まいのご相談「安心・便利な近くの電気屋さん」

で、日頃皆様方のご支援・ご愛顧を賜っております。

お気軽に何でもご相談お申付けください。

〔組合概要〕

組合住所 大阪市天王寺区城南寺町7-13

組合電話 06-6762-9613

理事長 吉田 稔（大阪府中小企業団体中央会 理事／あゆみ住マイル株式会社 取締役）

副理事長 藤田 朝之 田中 勇治 敷地 修一

大阪家電販売 協同組合





大阪府中央会情報連絡員報告

府内中小企業の景況

2022年
2月

- 2月のDIは、全9指標のうち5指標が上昇し、主要3指標は、売上高12ポイント低下、収益状況14ポイント低下、業界の景況10ポイント低下している。
- 2月末時点では、製造業では5指標のDIが上昇し、また非製造業では5指標のDIが低下している。

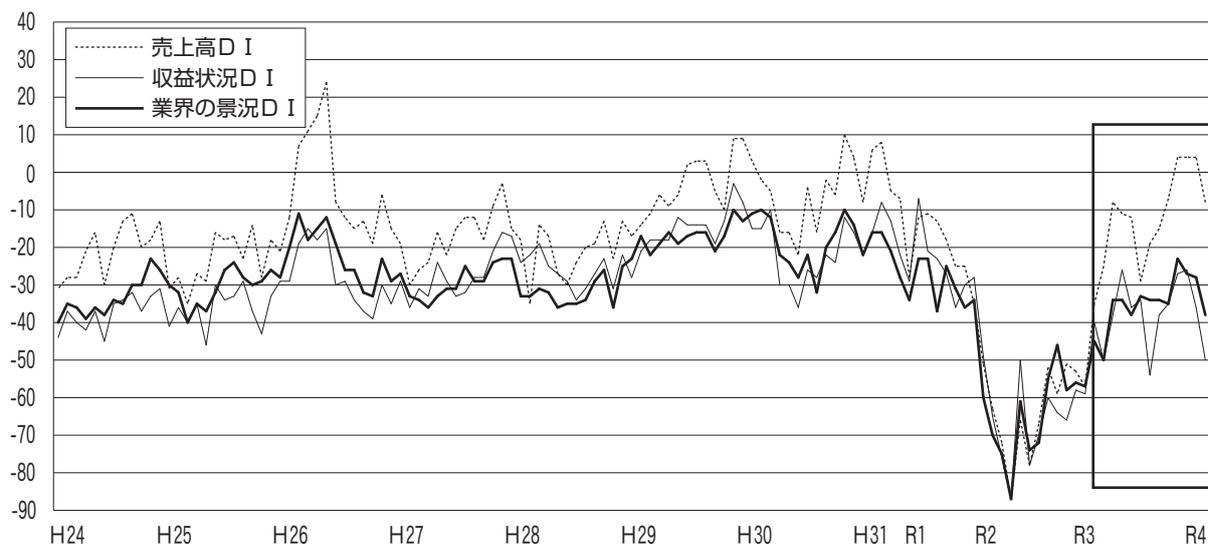
景況天気図

令和4年 2月分	全産業			製造業			非製造業			30以上 快晴
	1月	2月	前月比	1月	2月	前月比	1月	2月	前月比	
売上高	4 	△8 	↓ -12	△20 	△25 	↓ -5	40 	20 	↓ -20	10~29 晴れ
在庫数量	0 	△10 	↑ -10	14 	0 	↑ -14	△50 	△50 	→ 0	9~△9 うす曇り
販売価格	△4 	3 	↑ 7	△6 	0 	↑ 6	0 	10 	↑ 10	△10~△29 くもり
取引条件	△28 	△27 	↑ 1	△40 	△38 	↑ 2	△10 	△10 	→ 0	△30~△49 雨
収益状況	△36 	△50 	↓ -14	0 	0 	→ 0	20 	△20 	↓ -40	△50以上 大雨
資金繰り	△20 	△27 	↓ -7	△40 	△38 	↑ 2	10 	△10 	↓ -20	
設備操業度	△33 	△18 	↑ 15	△33 	△18 	↑ 15				
雇用人員	△5 	4 	↑ 9	0 	0 	→ 0	△10 	△10 	→ 0	
業界の景況	△28 	△38 	↓ -10	△60 	△63 	↓ -3	20 	0 	↓ -20	

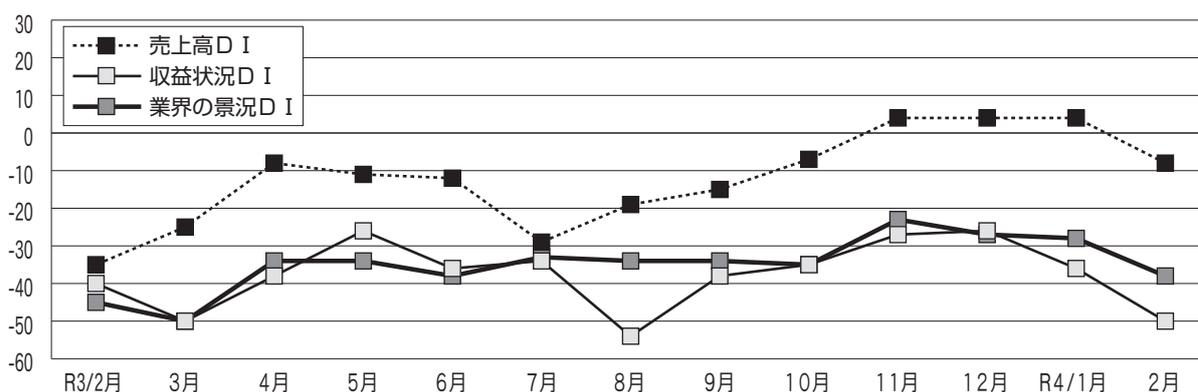
天気図の見方…各景況項目について「増加」(または「好転」)業種割合から「減少」(または「悪化」)業種割合を引いた値をもとに作成。その基準は右記のとおりです。ただし、在庫数量はプラスの場合は雨、マイナスの場合は晴れの方向に表しています。

DI (Diffusion Index : ディフュージョン・インデックス) とは、景気動向指数や景気判断指数と呼ばれており、景気動向を早期に把握するために使われる指標である。「増加・上昇・好転」といったプラス回答の比率から、「減少・低下・悪化」というマイナス回答の比率を差し引いて求める。

全産業 H24年2月～R4年2月のDIの推移



全産業 R3年2月～R4年2月のDIの推移



調査・研究

業種別概況 (2月分)

【製造業】



水産食料品製造業

まん延防止等重点措置が延長され、飲食店を中心とした取引先が多い組合員はとても厳しい状況である。



木材加工業

前年同月と比べて売上高は微増しているが、消費者の客足が伸びず業界として悪化傾向である。



古紙収集加工業

2月の裾物古紙の対前年同月と比較するとかなり低調となっているが、段ボール古紙は回復基調である。



製本業

コロナ禍をきっかけに製本物の取りやめや減冊することが多く、厳しい状況が続いている。



シール印刷業

原材料価格の上昇及び新型コロナに伴う受注減等で経営難に陥っている企業も多く、業界の景況は悪化している。



セルロイドプラスチック製品製造業

前月比30%増、前年比20%増と稼働率は上がっているものの、未だ低調な市況状況が続いている。



石鹼洗剤製造業

コロナ禍の影響による原材料の高騰や運送費等の経費増により、収益状況は悪化している。



鍛造業

生産量は、14ヶ月連続の前年増となり、全体で前年比約111%となった。産業機械・土木建設機械用、自動車、輸送機械用は、それぞれ115%前後の増となったが、部品不足等の影響により生産量は依然先行き不透明な状況である。



建築金物製造業

熟練工等の確保難や多少の需要増は見受けられるものの、原材料費の高騰や物流遅延による調達難があり、収益状況は悪化している。



産業機器製造業

組合員は自動車部品の製造業者が大部分であるため、今後の自動車生産量に大きく影響される懸念があり、先行き不透明な不況にある。



印刷製本機械製造業

電子部品を中心とした部品の品薄状態が続き、新規受注を喪失するなど厳しい状況が続いている。



ブラシ製造業

コロナ禍によりインバウンド需要が皆無の状況下、ホテル・旅館用アメニティを製造販売する事業者は業態転換も含めて大きな岐路に立たされている。

【非製造業】



電気機器卸売業

商材等の不足から販売単価上昇、併せて品薄の状況から発注依頼が増加、売上増加、粗利率の好転が続いている。



衣服・身の回品卸売業

コロナ禍の影響により、業界はネット販売へシフトされている為、店舗競売の取引先が多い。組合員は厳しい状況にある。



二輪自動車小売業

車両は引き続き入荷が遅れており、2月は需要も低調となり景況は悪化している。



地質調査業

地盤調査発注は2022年度公共事業量も、2021年度と同等見込まれ、景況は安定している。



警備業

前年同月同様、新型コロナウイルス感染症の影響から、大型イベント等の雑踏警備業務が減少したものの、高速道路の集中工事警備業務の受注があり、売上は増加に転じた。



建設業

建設資材の入荷が難しく、受注件数は昨年より少ないが、1件当たりの金額が増加している。



タイル工事業

コロナ前より稼働率が下がっており、加えて輸入コストの上昇、原油高によるメーカーからの値上げ要請が相次ぐなか、業績の悪化は避けられない状況である。



貨物運送業

前月に引き続き改善傾向にあり、引越件数および単価また売上高も前年並みとなったが、燃料費高騰の影響により収益状況は悪化している。

中小企業組合等活性化を 中央会が支援します！

大阪府中央会では、大阪府から「組合等事業向上支援事業」を受託する支援機関として、課題の解決に積極的に取り組む中小企業組合や中小企業の異業種グループに対して、指導員又は専門家を派遣し、事業活性化支援等を実施しております。是非ご活用ください。

支援メニュー

① 組合ビジョン・中期計画作成支援

組合の基本的・総合的な方針であるビジョンや中期計画作成を支援します。

(支援内容) 組合の課題、業界動向分析、組合のビジョン検討会(5回)への参画、アンケート実施、計画取りまとめアドバイス

② 組合事業計画作成支援

組合の新規事業や既存事業再構築の事業計画作成を支援します。

(支援内容) 組合事業の課題分析、業界動向分析、新事業戦略検討会(5回)への参画、事業計画取りまとめアドバイス

③ 組合事業活性化支援(教育情報事業以外)

組合の事業計画の実施、共同事業の企画・実施などを支援します。

(支援内容) 組合事業の課題分析、業界動向分析、事業実施検討会(4回)参画、事業実施アドバイス

④ 組合事業活性化支援(教育情報事業)

組合が単独では対応できない課題解決のための研修会等に対して、企画、講師派遣や会場選定など、開催全般にわたり支援します。

(支援内容) 組合事業の課題分析、業界動向分析、事業実施検討会(2回)参画、事業実施アドバイス

⑤ 異業種企業グループ事業計画作成支援

業種が異なる企業が連携して行う新事業計画(新商品開発計画、新サービス事業計画等)の作成を支援します。

(支援内容) 新商品開発・新サービス創出プラン検討会(5回)への参画、計画取りまとめアドバイス

支援対象

- ◇ ①～④は、大阪府内に主たる組合事務所がある事業協同組合、商工組合、商店街振興組合
- ◇ ⑤は中小企業4社以上で構成される異業種グループ
※代表及び過半数の企業は、大阪府内に主たる事務所があること

留意点

- ◇ 申し込みは、年度内、1支援メニューのみの利用となります。
※原則2年以内の組合は、設立時に事業計画を作成しているので利用はできません。
- ◇ 過去支援した同一課題の支援申込はできません。
- ◇ 支援依頼事業が、行政機関や他の支援機関からの支援(補助金や専門家派遣など)を受けている場合は、重複利用ができません。

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部
TEL (06) 6947-4371

令和3年度 中小企業組合検定試験合格者発表

令和3年度中小企業組合検定試験は、昨年12月5日(日)に全国20会場で、午前「組合会計」、午後「組合制度」、「組合運営」の3科目を実施し、3月1日(火)に合格発表を行いました。

試験合格者は203名で、合格率は50.0%となり、前年度より2.2ポイント増加しました。

令和3年度 中小企業組合検定試験 合格者 (大阪出願者 敬称略 順不同)

江末 竜平 大橋保奈実 坂本 達彦 杉中 惇平
西山 雄大 京谷 友子 三代 哲也

計7名

合格おめでとうございます。

試験の結果 (全国)

①受験申込者数	450名
(内訳) 新 規	287名
一部科目免除	163名
②受験者数	406名 (受験率90.2%)
(内訳) 新 規	254名 (受験率88.5%)
一部科目免除	152名 (受験率93.3%)
③試験合格者数	203名 (合格率50.0%)
(内訳) 新 規	111名 (合格率43.7%)
一部科目免除	92名 (合格率60.5%)

1 組合に1 組合士を！

中小企業組合士制度のご案内

中小企業組合士制度は、中小企業組合に従事する役職員の資質の向上を図るため、その職務の遂行に必要な知識に関する試験を行い、試験合格者の中から一定の実務経験を有する者に対し、中小企業組合士の称号を与える制度です。

試験科目	「組合制度」「組合運営」「組合会計」の3科目です。3科目に合格すると中小企業組合士の認定資格が得られます。一部の科目について合格した場合、その後3年間はその科目の受験が免除されます。参考図書は、全国中小企業団体中央会で販売しています。
試験日	毎年12月の第1日曜日です。
試験時間	・組合会計 10:00~12:00 (2時間) ・組合制度 13:00~14:20 (1時間20分) ・組合運営 14:40~16:00 (1時間20分)
問い合わせ申込先	大阪府中小企業団体中央会 (TEL 06-6947-4371)
中小企業組合士認定への手続き	試験合格者には、合格証書が交付されます。また、合格者のうち、3年以上の実務経験がある方には、全国中小企業団体中央会から組合士認定申請書及び関係書類を送付しますので、必要事項を記入の上、最寄りの都道府県中央会へ提出ください。なお、新規認定料は、14,300円です。また、組合士認定後、5年ごとに認定更新が必要ですが、その認定更新料は、4,400円です。

組合が行う変更登記

1. 出資の総口数及び払込済出資総額の変更登記について

事業年度中に出資金の増加又は減少があったときは、事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては4週間以内に、所轄の法務局へ変更登記申請をしなければなりません。
添付書類として「監事の証明書」が必要です。

2. 代表理事の変更登記について

役員の変更による「代表理事」の変更登記については、次の点にご留意下さい。

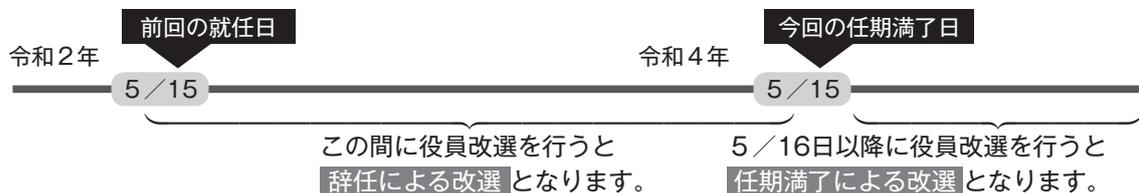
任期満了又は辞任等で代表理事（理事長）に変更があった場合は、就任後、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、所轄の法務局へ変更登記申請をしなければなりません。代表理事が再選された場合であっても変更登記が必要です。変更登記を怠った場合は、過料制裁が発生しますのでご注意ください。

添付書類は、以下のとおりとなります。

- ①総会の議事録
- ②理事会の議事録
- ③理事会議事録には、出席した理事並びに監事の実印の押印と個人の印鑑証明書が必要です。ただし、当該議事録に変更前の代表理事が記名押印し、その者が代表理事に就任の際に、法務局に届出ている印鑑と同一のものが押されているときは、印鑑証明書の添付は不要です。（法規9、商規82）
- ④定款の抜粋
- ⑤代表理事の就任承諾書
- ⑥辞任届（代表理事が辞任によって変更した場合は組合の実印の押印が必要です）
- ⑦委任状（変更登記を代理人が申請する場合は必要です）

※役員（理事・監事）の任期が辞任か任期満了かの区別について

【例】 定款上、役員の任期が2年と規定されていて、2年前の5月15日に役員に就任している場合。



【総会議事録例】

第〇号議案 理事及び監事の選任の件

議長は、本組合の令和2年5月15日就任の理事及び監事及び監事全員が令和4年5月〇日任期満了につき、（又は辞任の申し出があり）その改選を行いたい旨を述べその方法を議場に諮ったところ…。

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部
TEL (06) 6947-4371

通常総会終了後の 諸手続きのポイント

組合は事業年度終了後、中小企業等協同組合法に基づき認可行政庁ならびに組合事務所の所在地を所管する法務局等に下記の事項について届出や申請等の義務が生ずることになります。

また、下記の添付書類の各様式については、大阪府中小企業団体中央会ホームページの「行政庁への届出様式ダウンロード (<https://www.maido.or.jp>)」に掲載しておりますのでご利用ください。

なお、用紙はA4判を使用してください。

その他、各手続きの詳細については中央会(連携支援部06-6947-4371)においてご相談に応じております。

(1) 決算関係書類提出書 (通常総会又は通常総代会終了の日から2週間以内に提出)

令和3年度の決算関係書類(財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案)や事業報告書、監査報告については、主務省令(施行規則)に基づき作成することが必要です。

- 【添付書類】①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④損益計算書
⑤剰余金の処分又は損失の処理を記載した書面
⑥前各号の書類を議決した通常総会(総代会)の議事録

(2) 役員変更届書 (変更のあった日から2週間以内に提出、役員の変更がない場合は提出不要)

- 【添付書類】①変更事項記載書(新旧役員名簿)
②変更の年月日及び理由を記載した書面
③総会議事録(総代会議事録)
④理事会議事録

なお、通常総会(通常総代会)において新たな役員を選挙又は選任をした場合は、決算関係書類への総会議事録(総代会議事録)添付により役員変更届書への総会議事録(総代会議事録)添付を省略することができます。

また、役員全員が再選重任となり、役員の氏名又は住所に全く変更がないときは、行政庁への役員変更届の提出は不要となります。

(3) 定款変更の認可申請

組合の定款を変更するには行政庁の認可が必要です。

下記の書類を袋とじにしたものを2部(協業組合と商工組合は3部)提出してください。

(認可庁が大阪府の場合、袋とじは不要です)

- 【添付書類】①定款変更認可申請書 ②変更箇所新旧対照表 ③変更理由書
④総会議事録(総代会議事録)

なお、事業の変更にかかる定款変更については、変更後の事業計画書、収支予算書の添付が必要です。

※定款変更の認可申請を円滑にすすめるため、事前に中央会(連携支援部)へご相談いただくことをおすすめします。

組合決算期の諸手続き一覧

行事等	手続き	留意事項
	年度末決算処理	
	<p style="text-align: center;">出資変更の登記</p> <p style="text-align: center;">決算関係書類、事業報告書の作成</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">決算関係書類、事業報告書を監事に提出</p> <p style="text-align: center;">監査報告書の提出</p> <p style="text-align: center;">〔・監査期限は4週間を下回る期間を予め定めることは不可（ただし、4週間を下回るまでに監事が報告することは可）〕</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">理事会開催</p> <p style="text-align: center;">〔・通常総会提出議案審議の件 ・監事の監査を受けた「決算関係書類」「事業報告書」の承認 ・通常総会開催日時・場所決定の件〕</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">決算関係書類、事業報告書を総会の2週間前までに組合事務所に備置き</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">通常総会招集通知の発出・決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提出</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p style="text-align: center;">10日以上</p> <p style="text-align: center;">※定款の規定を変更すれば短縮も可能です。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">通常総会開催</p> <p style="text-align: center;">〔・決算関係書類承認の件 ・事業計画・収支予算書承認の件 ・定款変更 ・役員改選の件 等〕</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">理事会開催</p> <p style="text-align: center;">〔代表理事等の選任等〕</p> <p style="text-align: center;">※総会、理事会終了後の手続き</p> <p style="text-align: center;">〔・決算関係書類の提出・役員変更の届出 ・定款変更認可申請 ・代表理事の変更登記〕</p>	<p>4週間以内に 決算関係書類 等</p> <p>〔・財産目録 ・貸借対照表・損益計算書 ・剰余金処分案（又は損失処理案） ・事業報告書〕</p> <p>理事会の招集は理事会の7日前までに ※全員の同意があれば招集手続は省略できます。 ※定款の規定を変更すれば短縮も可能です。</p> <p>※招集通知に決算関係書類、事業報告書、監査報告を添付して郵送することになります。 ※組合員全員の同意があれば招集手続の省略可＝決算関係書類等の提供も不要です。</p> <p>ただし、役員変更の届出については、役員に関する事項の定款変更がある場合は定款変更認可後となる場合もあります。</p>
理事会		
通常総会		
理事会		

「大阪・関西万博 大阪パビリオン 出展基本計画 紹介(その5)」

令和4年3月24日に開催された大阪パビリオン推進委員会委員総会において、「大阪パビリオン出展基本計画」が決定しました。これまで、本誌で紹介してきました基本計画案（その1～その4）の内容に大幅な変更等はありません。

引き続き、基本計画の内容を紹介します。

●展示構成

◇「ミライの大阪の食・文化」

大阪産(もん)をはじめとした大阪や関西の食材の活用をはじめ、豊かな食文化を有する大阪から世界に向けて新しい食・大阪フードの創造・発信を行います。世界にも通用する食の新基準や、著名シェフ等連携したメニュー開発や食イベントなどを検討していきます。また、万博後にも受け継がれる大阪の新たな食文化・サプライチェーンの創造・発信をめざして取り組みます。

物販においても、公式グッズ等の展開や、企業・団体やクリエイター、アーティストなどとのコラボレーションによって、大阪パビリオンのテーマ「REBORN」にふさわしい商品・サービスを開発します。



◇「ミライに向けた中小企業・スタートアップの技術・サービス」

万博に向けて新技術開発などに取り組む、優れた大阪の中小企業・スタートアップを発掘・支援し、その象徴的な成果、活躍を効果的に発信します。万博の会期中だけでなく、準備期間や開催後も視野に入れた一連の取組を通じて、更なる大阪の中小企業・スタートアップの成長・発展、イノベーションの好循環に繋がるとともに、未来社会への提案を行ってまいります。



◇「ミライのエンターテインメント」

イベント・催事ゾーンでは、ARグラスや壁面大型ビジョンなどの先端技術を用いて、バーチャル上のコンテンツがリアル空間に出現したり、バーチャルからリアル空間の観覧や参加ができたりといったXRシアター体験を実現していきます。また、府内各地域の取組と大阪パビリオンが連携した催事など、自治体、地域団体、民間企業などがそれぞれ特色ある企画を実施できるよう計画します。



(以上「2025年日本国際博覧会 大阪パビリオン出展基本計画」より転載)

●大阪パビリオンへの協賛について（大阪パビリオン推進委員会より）

推進委員会では大阪パビリオンに協賛いただける企業・団体を随時募集しています。みなさまと一緒に世界に発信できる魅力ある大阪パビリオンをつくりたいと考えていますので、何卒ご支援、ご協力のほどよろしくお願いします。

◇募集の詳細は、以下Webサイトをご覧くださいませようお願いします。

大阪パビリオンへの協賛について（大阪市Webサイト）

推進委員会事務局 TEL 06-6690-7283

<https://www.city.osaka.lg.jp/banpakusuishin/page/0000537665.html>



お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 総務部

TEL (06) 6947-4370

中小企業のための 無料法律相談会

大阪府中央会では会員組合や傘下事業者が抱える法律上の悩みやトラブルを解決するため、大阪弁護士協同組合と連携の上無料法律相談会を開催します。

中小企業の抱える法律上の問題に取り組む弁護士が無料・秘密厳守により1社当たり1時間までじっくりご相談に応じます。

法律上の
悩みやトラブルは
ありませんか？

【完全予約制 / 先着順】

対象：大阪府中央会の
会員組合 / 会員企業 / 会員傘下事業者

日程・場所

2022

5/12 木

6月以降も開催を計画しています！
日程確定次第中央会WEBサイトにてお知らせいたします。

マイドームおおさか6階（大阪府中央会にて受付）

受付枠

① 13:00～14:00 ② 14:10～15:10
③ 15:20～16:20 ④ 16:30～17:30

＜申込期限＞5/9（月）まで

参加費

無料

1社1時間まで

【申込方法】

中央会WEBサイト(<https://www.maido.or.jp/>)
トップページの「中央会からのお知らせ」より、
申込書をダウンロード・ご記入の上、FAXかメールにて

●FAXでお申し込み▶

申込用紙を記入後、FAX: 06-6947-4374(大阪府中央会)まで

●メールでお申し込み▶

申込用紙をダウンロード・記載後

somukikaku@maido.or.jp

までメールでお申し込みください。

新型コロナウイルス感染の拡大状況によって中止とさせていただく場合がございます。
また、お越しの際はマスクの着用をお願いいたします。
当日、発熱など体調が優れない方はご利用を控えていただきますようお願いいたします。

大阪府中小企業団体中央会 総務部

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6F

TEL 06-6947-4370 FAX 06-6947-4374 Mail: somukikaku@maido.or.jp

各種共済制度のご案内

大阪府中小企業団体中央会

法人向け福利厚生共済制度

P.30

特定退職金共済制度

従業員の退職金積立制度

- 中小企業の従業員のための安定した退職金制度をサポート
- 月額1,000円から計画的な退職金の準備をサポート

オーナーズプラン

経営者のリスクマネジメントのための生命保険

- 経営者のリスクマネジメントをサポート
- 役員の退職金・老後の生活資金をサポート
- 総合保障型から医療・がん・介護の単品型まで幅広いニーズをサポート

パートナーズプラン

従業員の福利厚生をサポートするための生命保険

- 従業員の福利厚生をサポート
- コロナ感染時の入院・通院費用をサポート

経営者・従業員総合補償制度

P.31

まい・ドリーム

従業員のライフスタイルに合わせて選べる保険

- コロナ感染時の入院・療養中の所得補償をサポート
- 工作中・24時間の傷害補償をサポート

中央会マネーガード保険制度

P.32

火災等による焼失、風水害リスクから貨紙幣類・有価証券を幅広くサポート

中央会ビジネスJネクスト (業務災害補償保険)

企業を労働災害リスクから守るための 傷害保険

- テレワークに潜む労務リスクをサポート
- 業務中のコロナ感染リスクをサポート
- 万が一の事故に備えて従業員の安心をサポート

ビジネス 総合保険制度

P.33

企業を事業経営リスクから守るための 保険

- コロナ禍で増加するマイカー・自転車通勤の事故をサポート
- 施設リスク・業務リスク・生産物リスクの賠償責任をサポート

業務災害補償制度

P.34

- 1事故あたり最高5億円までの労災賠償に備える
- 政府労災保険の認定を待たずに保険金の支払いが可能
- 保険料は売上高で算出できます

集団扱自動車保険制度

P.35

- 会員事業者および会員事業者の従業員のみなさまにご利用いただける自動車保険

各種
共済制度

大阪府中小企業団体中央会共済制度 法人向け福利厚生共済制度

+++ 経営者の方へ +++

特定退職金共済制度

従業員のみなさまの退職金の準備

+++ 経営者・役員の方へ +++

オーナーズプラン

経営者が万一の時
入院等による休業時

事業保全
資金の準備

経営者の
みなさまの

事業承継・
相続税の準備

経営者・役員の
みなさまの

退職慰労金・
弔慰金の準備

+++ 従業員の方へ +++

パートナーズプラン

従業員のみなさまの保障準備

オーナーズプラン・パートナーズプランは月払契約の場合、団体扱となり、
一般扱(口座振替扱月払等)でご契約いただくよりも保険料が割安になります。

※団体扱とは、中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
※一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせ願います。
※詳細は、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり一約款」および大阪府中小企業団体中央会の「退職金共済規程」等を必ずご覧ください。

特定退職金共済制度

〈実施団体〉大阪府中小企業団体中央会

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階
☎06-6947-4370

〈引受保険会社〉大樹生命保険株式会社

〈お問い合わせ〉大樹生命保険株式会社 大阪支社
〒530-0005 大阪市北区中之島3-3-3 5階 ☎06-6225-0811

オーナーズプラン・パートナーズプラン

〈お問い合わせ〉大阪府中小企業団体中央会

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階
☎06-6947-4370

大樹-KB-2021-818 K-2022-1001 (2022.4)

保険期間	7月1日～1年間
加入日	毎月1日

大阪府中小企業団体中央会 経営者・従業員総合補償制度

(傷害総合保険・所得補償保険)

まい・どりーむ

※「まい・どりーむ」は、大阪府中小企業団体中央会の「経営者・従業員総合補償制度」のペット・ネームです。

ライフスタイルに合わせて選べる保険

団体割引
20%

過去の損害率による割引5%



傷害総合保険

天災危険補償タイプを選べば
万一の地震・噴火等によるケガも補償されます。

- 保険料月々1,000円からのケガの補償
- 「仕事のみ補償」「24時間補償」など
多彩なバリエーションをご用意
- 入院・通院とも1日目から補償

NEW

特定感染症プランを
追加しました。



所得補償保険

休業補償の決定版!

- 病気・ケガが原因の就業不能中の所得を補償
- 補償の期間が最長1年間の安心補償
- 入院中はもちろん医師の指示に基づく自宅療養中も補償



保険期間

2021年7月1日～
2022年7月1日

※保険期間の途中でもご加入いただけます。



中小企業の
福利厚生にぴったり



健康保険、労災、生命保険
などとは別にお支払い

※この広告は商品の概要を紹介したものです。詳しい内容につきましては、パンフレットをご覧ください。または下記【お問い合わせ先】にご連絡ください。

普及推進保険会社

損害保険ジャパン株式会社
TEL:06-6449-1050

三井住友海上火災保険株式会社
TEL:06-6233-1536

東京海上日動火災保険株式会社
TEL:06-6910-5564

お問い合わせ先

団体窓口
大阪府中小企業団体中央会 総務部

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6947-4370～4371

幹事取扱代理店
大阪中央合同会社

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6949-4371

引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社
大阪金融公務部 第一課

〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL 06-6449-1050

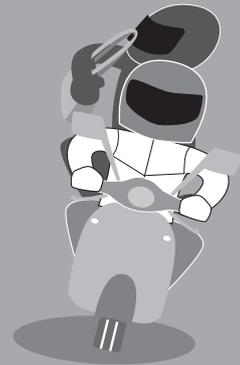
SJ21-02063 2021年5月28日作成

各種
共済制度

大阪府中小企業団体中央会



中央会 マネーガード 保険



コーポレートマネーガード保険

貴社の業務にかかわる現金・小切手などの
貨紙幣類・有価証券を幅広く補償する保険です。

中央会マネーガード保険の

万々に備えた、7つの特長

- 1 確定保険料方式**
▶▶▶ 保険期間中途や満期時の輸送額の通知・精算は不要。
- 2 損害時の自己負担^{ゼロ}**
▶▶▶ 自己負担額(免責金額)はありません。
- 3 ワイドな補償**
▶▶▶ 盗難、輸送中の紛失、火災、風水災などほとんどの偶発的な事故によって生じた損害を補償。詳しくは中面をご参照ください。
- 4 即時払制度が利用できます。**
▶▶▶ 有価証券(国債証券を除きます。)の事故の際、即時払制度をご利用いただける場合があります。
- 5 貨紙幣の偽変造を補償**
▶▶▶ てん補限度額(支払限度額)の10%または300万円のいずれか低い額を1事故および保険期間通算の限度として貨紙幣の偽変造を補償。
- 6 てん補限度額(支払限度額)が自動復元**
▶▶▶ 保険金をお支払いした場合でも、てん補限度額(支払限度額)は減額されません。(ただし、貨紙幣の偽変造を除きます。)
- 7 手続き簡単**
▶▶▶ 輸送額、保管額、保管場所の通知は不要。

保険金をお支払いする主な場合

ほとんどすべての偶発的な事故が
対象となります。



金庫破り、ひったくり
強盗、盗難



火災、爆発による
焼失、風水災



輸送中の紛失



貨紙幣の偽造や
変造による被害

ただし、貨紙幣の偽造・変造は保険期間中を通じて加入者カードの「貨紙幣類・有価証券類合算のてん補限度額(支払限度額)の10%または300万円のいずれか低い額」を限度とします。

保険期間 2021年12月1日～1年間(中途加入は毎月受付中)

「中央会マネーガード保険」は、「コーポレートマネーガード保険」のペットネームです。

★このチラシは、概要を説明したものです。詳しい内容については、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

団体窓口
大阪府中小企業団体中央会 総務部
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6947-4370~4371

幹事取扱代理店
大阪中央合同会社

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6949-4371
受付時間 平日の9時から17時

引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社
大阪金融公務部 第一課

〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL 06-6449-1050
受付時間 平日の9時から17時

SJ21-08992(2021年10月28日作成)

全国中小企業団体中央会の



お得な保険制度をご存じですか？

ご存じですか？

「ビジネスJネクスト」

— 業務災害補償保険 —



保険料の
割引

最大約**58%**割引※

※被保険者数割引20%、損害率による割引30%、リスク診断割引25%を適用した場合
(リスク診断割引は、告知内容によっては適用されない場合がございます。)

ご存じですか？

「ビジネス総合保険制度」

— 企業総合賠償責任保険 —



保険料の
割引

最大約**28%**割引※

※スケールメリットによる割引10%、リスク状況による割引20%を適用した場合
(リスク状況による割引は、告知内容によっては適用されない場合がございます。)

各種
共済制度

※このチラシは、ビジネスJネクストとビジネス総合保険制度の「リスク状況による割引」の概要をご説明したものです。
詳細は『商品パンフレット』等をご覧ください。またご不明な点については担当者までお問い合わせください。

代理店・扱者

大阪中央合同会社

住所：大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか6階

TEL：06-6949-4371

FAX：06-6949-4372

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 大阪北支店 大阪北第三支社

住所：大阪市中央区北浜4-3-1 三井住友海上大阪淀屋橋ビル14F

TEL：06-6229-3269

FAX：06-6229-3284

2020.7/AYG11/D

業務災害補償制度

(事業活動総合保険)

近年、過労死や心の病による労災請求が急増
企業の安全配慮義務を問われるケースが増えています!



使用者責任を問われる 可能性があります

労働契約法 第5条【平成20年3月1日施行】において、安全配慮義務の明文化がなされました。

補償(賠償)額が高額になります

労災保険では、「慰謝料」について補償されません。

参考データ 高額民事損害賠償事例

※損保ジャパン調べ

判決認容額	業種	判決年	症状	原因
1億9,869万円	製造業	平成20年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億8,760万円	飲食業	平成22年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億6,524万円	木材加工	平成 6年	頸椎損傷による後遺障害	クレーン操作時に原木が落下
1億3,532万円	病院	平成14年	突然死	長時間労働による過重労働
1億2,588万円	広告	平成 8年	うつ病による自殺	長時間労働による過重労働
1億1,111万円	製造業	平成12年	うつ病による自殺	過酷な作業環境や人間関係など

業務災害補償制度の特長

個別で加入するより最大**30%~割安** (※1)

POINT 1

全国中小企業団体中央会の
スケールメリットにより、
低廉な保険料を実現

POINT 2

「使用者賠償責任保険」
を標準セット
1事故あたり最高**5億円**
までの労災賠償に備える

POINT 3

政府労災保険の
認定を待たずに
保険金の支払いが可能

POINT 4

保険料は
売上高で算出
できます

保険期間 2021年10月1日~1年間(中途加入は毎月受付中)

本内容は業務災害補償制度の概要を示したものです。実際の加入および詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
(※1) 団体契約のスケールメリットを生かした多数割引30%に加え、加入者ごとに業種・売上高規模に応じた個別の割引率が適用されます。

お問い合わせ先

〈引受保険会社〉
損害保険ジャパン株式会社
大阪金融公務部第一課
〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL:06-6449-1050 FAX:06-6449-1388
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

〈取扱代理店〉
大阪中央合同会社
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドーム大阪6F
TEL:06-6949-4371

保険契約者 全国中小企業団体中央会
制度推進 大阪府中小企業団体中央会
TEL:06-6947-4370

SJ21-05500 (2021年8月12日作成)

大阪府中央会会員組合の企業・従業員の皆さまへ！ **大樹生命**
BESTパートナー
日本生命グループ

集団扱自動車保険 制度のご案内



集団扱の3つのメリット

メリット1

集団扱は保険料がおトク！

一般分割
口座振替 12回払

8,830円
(月払保険料)
年間保険料
105,960円



集団扱 12回払

8,410円
(月払保険料)
年間保険料
100,920円

月々
-420円



年間保険料では
5,040円もおトク！



『G K クルマの保険（家庭用自動車総合保険）』 保険料例の試算条件（1年契約の場合）

- 始期日：2021年1月1日 ■ 初度登録：2019年12月 ■ 記名被保険者：個人<35才> ■ ゴールド免許割引適用 ■ 日常・レジャー使用
- 自家用普通乗用車 ■ 型式別料率クラス：車両7・対人・自損9・対物9・傷害9 ■ 11等級 ■ 事故有係数適用期間：0年 ■ 35才以上補償
- 運転者限定：なし ■ 対人賠償保険：無制限 ■ 対物賠償保険：無制限（免責金額：なし）
- 人身傷害保険：5,000万円（自動車事故特約をセット） ■ 入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約：あり
- 傷害一時金（1万円・10万円）特約：あり ■ 車両保険：あり（一般補償、保険金額：100万円、免責金額：0-10万円） ■ 新車割引：適用
- 車両保険無過失事故特約：あり ■ 自転車・車いす・ペーパークー・シニアカー事故傷害定額払特約：あり（傷害定額払保険金額：300万円）

※自動セット特約は記載していません。自動セット特約についての詳細は『ご契約のしおり（普通保険約款・特約）』等をご覧ください。

メリット2

ご契約時に現金は不要

保険料は保険始期月の2か月後から口座引落としになりますので、現金のご用意は必要ありません。
しかも集団扱契約の分割保険料は、割増なしで分割払にできますので、集団扱以外のご契約と比べておトクです。



メリット3

等級の継承が可能

無事故によるノンフリート等級を引き継ぐことが出来ます。

※一部等級が継承できない共済がございます。



●このチラシは集団扱自動車保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレット等をご覧ください。
また、ご不明な点については下記の取扱代理店までお問い合わせください。

●お見積りをご希望の方は担当者にお知らせください。

大樹生命保険株式会社

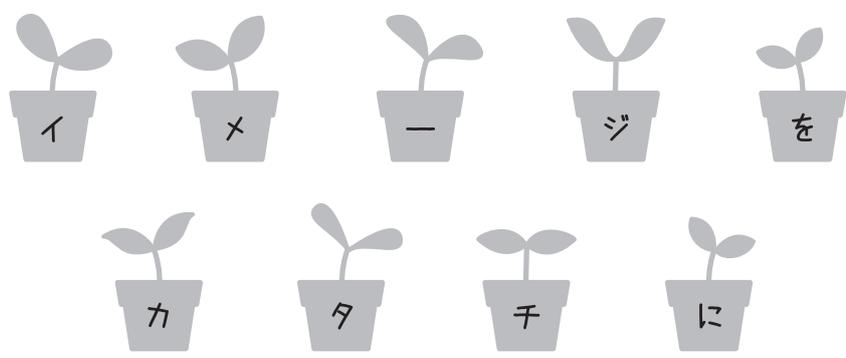
- 大阪支社 (TEL)06-6225-0811 大阪府中央部など担当
- 南大阪支社 (TEL)06-6621-2531 大阪府南部など担当
- 北大阪支社 (TEL)072-644-2352 大阪府北部など担当

各種
共済制度

大阪府中央会の行事予定 4~6月分

<p>4月14日(木) 5月12日(木)</p>	<p>行事 中小企業のための無料法律相談会 ところ マイドームおおさか6階 ※4月14日開催分は4月11日に受付締切しております。 ※5月12日開催分の詳細は本号28頁に掲載しております。</p>
<p>6月24日(金)</p>	<p>行事 大阪府中小企業団体中央会 第67回通常総会 ところ マイドームおおさか3階</p>

チラシ・ピラ／パンフ・リーフレット
 機関紙・会報／新聞／ホームページ
 ポスター／グッズ



印刷のご相談等、
 お気軽にお電話ください

関西共同 トータルコミュニケーション 株式会社関西共同印刷所

〒531-0076 大阪市北区大淀中3-15-5
TEL 06-6453-3335 (中村) **FAX 06-6456-2075**
E-mail eigyo2@kansai-kyodo.co.jp **URL http://www.kansai-kyodo.jp**

<p>価格 一部400円(消費税込)</p>	<p>発行所 大阪府中小企業団体中央会 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階 TEL (06) 6947-4370 FAX (06) 6947-4374</p>	<p>編集兼発行人 柴田昌幸</p> <p>印刷所 株式会社 関西共同印刷所 大阪市北区大淀中3丁目15-5 TEL (06) 6453-2564 (代)</p>
-------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------